

第一類 第一回議院会

衆議院内閣委員会

議録第二十八号

(四三〇)

昭和四十年四月七日(水曜日)
午後一時二十三分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 伊能繁次郎君

理事 永山 忠則君

理事 村山 喜一君

理事 天野 公義君

理事 岩動 道行君

理事 亀岡 高夫君

理事 納島 正興君

理事 藤尾 正行君

理事 中村 高一君

出席國務大臣

外務大臣 井原 錦名悦三郎君

外務政務次官 運輸大臣 松浦周太郎君

國務大臣 増原 恵吉君

出席政府委員

総理府事務官 行政管理局長

外務事務官 外務政務次官

外務事務官 外務事務官

大臣官房会計課長

運輸事務官 堀 武雄君
運輸事務官 若狭 得治君
運輸技官 佐藤 肇君
(港湾局長) (職業安定局長) 有馬 元治君
(航空局參事官) 吉瀬 維哉君
大蔵事務官 吉瀬 維哉君
(主計官) (運輸事務官) 手塚 良成君
専門員 萩木 純一君

同(野田卯一君紹介)(第二五三九号)
同(横路節雄君紹介)(第二五四〇号)
同(藤枝泉介君紹介)(第二七七一號)
同(古井喜實君紹介)(第二七七二號)
同(地崎宇三郎君紹介)(第二七九〇号)
同外四件(坂田道太君紹介)(第二八一七号)
同(田口誠治君紹介)(第二八一八号)
公務員の退職条件改善等に関する請願(五島虎雄君紹介)(第二四九六号)
旧軍人等の恩給に関する請願(小川平二君紹介)(第二五四一号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第二五四三号)
同(小川平二君紹介)(第二七六九号)
同外一件(西村英一君紹介)(第二七七〇号)
同外一件(小川平二君紹介)(第二七八四号)
同外十件(中垣國男君紹介)(第二七八五号)
金鐘勲章受章者の待遇に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第二七八九号)

同(大野明君紹介)(第二五三五号)
同(大野明君紹介)(第二五三六号)
同(田中彰治君紹介)(第二五三七号)
同(佐々木義武君紹介)(第二七八八号)
国立大学教官の待遇改善に関する請願(渡辺栄一君紹介)(第二五三五号)
同(佐々木義武君紹介)(第二五三五号)
同(佐々木義武君紹介)(第二五三六号)
同(佐々木義武君紹介)(第二五三七号)
同(中村幸八君紹介)(第二五三八号)

を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。
質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。
○田口誠治君 まだ要請をしておりまする大蔵省から来ておりませんので、若干外務大臣に御意見を率直に述べていただきたいと思います。午前に中に外務委員会でベトナムを中心とする国際情勢について相当質問があり、それに種々答えられておるようございますが、内閣委員会といたしましても、直接日本の防衛にも関連をいたしておりますので、大蔵省から政府委員が来るまで、ベトナム問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

これは私が聞くまでもないことだと思いますが、今日のベトナムの戦線状況を見ますると、非常に拡大の方向にきてゐると思うのですが、この点については政府も同じようにお考えになつておられると思います。まずそれからひとつ承つておきたい。

○椎名國務大臣 アメリカは、戦火の拡大は決して望んでおらないと言つております。日本といたしましても、あの地域の動乱は日本にとってあらゆる面において直接の影響をこうむつておりますので、一日も早く平和裏に收拾することを望んでおるのであります。しかし、アメリカがしばしば言明しておるとおり、北からの侵略をやめればアメリカは軍事行動を直ちに停止する、そして話し合いで臨む、こういう用意をもつておるのであるけれども、北越の侵略行動がなお今後続くということになれば、やむを得ずこれに対する反撃を考えざるを得ない、こういうことを言っておりま

す。ベトナムは、ベトナム人にまかせ、アメリカは無条件で撤退すべきである、こういうことを言っておるのでありますから、この両者の歩み

○河本委員長 これより会議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
在外公館の名称及び位置を定める法律案(内閣提出第一八号)
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)
出第二八号)

寄りがなかなか期待困難である、こういう状況でござります。しかし、あくまで戦火の拡大を望んではおらぬ。日本といたしましても、もしアシアの一員としてできることがあれば、平和收拾のためにいかなる努力をも惜しまない、こういう考え方でござります。

○田口(誠)委員 現在の答弁を聞いておりまする
と、双方がどちらもなかなか折れる状況にはない、
こういうことでござりまするが、そうなりまする
と、ますます戦線は拡大をしていきまして、全面
戦争というようなことまで考えられるわけなんで
すが、こういう段階において、日本としての立場
においてどういう手段をとることが、日本の平和
を守り、そして日本人民の生命を守るためによろ
しいかという点について、大臣のお考え方をお示
しをいただきたい。

は無条件撤退、片一方は南ベトナムの独立、自由
というものを南ベトナムの要請によって守るために軍事介入をしたのだ、やえに北越の侵透がやめば決して戦火の拡大は望まない、平和裏に収拾するように努力する、こう言っておるのであります。いい悪いは別でございます。両者の開きが非常に懸念しておる。こういう場合に、ただ何とかならぬかと言つてこれに近づいてみたところで、決して適切な方法とは言えないのです。やはりこれらの局面を收拾するためには、十分の用意と、それからタイミングがきわめて必要である、かように考えておるのであります。たゞいまさほさような段階ではない。これは総理大臣もしばしば御質問に対し答弁を申し上げているところです。

○田口(誠)委員 アメリカの基地が日本に相当現在においてもあるわけなんですが、ただいま御答弁のありましたような方向にこのベトナム問題が戦線を拡大していくことになりますと、日本本の基地からも戦闘機が飛び立つということを考えられるわけなんです。そういうことになりますと、結局日本の国土に対しましても相手方が目を

つけなければならない、こういうことになりますと、日本の国民の生命、財産を保持するということとが困難になる事態も考えてみなくてはならないと思うのです。こういう点から、政府としては、この際そうした不幸な事態に立ち至らないよう、日本の中立から絶対にアメリカの戦闘機が飛び立つというようなことはさせないのだ。日本の基地を結局今度のベトナム戦争に利用させることはやらないのだという点については、私どもの希望しておりますように、政府としては明確に国民の前にも声明ができると思うのですが、この点

されば、これは日本が紛争に巻き込まれるということは、絶対にないということになるわけなんです。その点が明確でなければ、これは時によつては紛争に巻き込まれる、こういうことが非常に心配されるわけなんで、この点について明確にひとつ御答弁をいただきたいと思うのです。

○椎名国務大臣　いま申し上げたように、これは事前協議の対象になるのでありますから、ただいまのところは、日本の基地を使って直接作戦行動を起こすということは考えられない。距離的の関係もございまして、そういうことは考える余地がない

い、こう思ひますので、その場合にどうするかといふようなことの明確な考え方をだいじ申上げることは、必ずしも適當でないと私は考えておる次第であります。

○椎名國務大臣　いやもうほんとそういうことは考えられないことでございまして、考えられもしないようなことを、いまの段階においてそれにつきると思うのです。もう一度御答弁を聞いてみたい。

に戦線が拡大していくても、日本の基地からアメリカの戦闘機が飛び立つというようなことはあり得ないということを、外務大臣は今日の状態から断言はできないと思うのですが、いま御答弁を聞いておりますと、その断言に近いようなことをお話しになつておられるのですが、これは少し甘過ぎると思うのです。もう一度御答弁をいただけ

触れるということは、かえって人心を混乱させる
ような結果になるだけでございまして、私は書

○田口（誠委員）何回お聞きしても、そういう心配はない、米軍基地を今後のベトナム戦争に使用するということはあり得ない、こういうことは考えられない、絶対にない、こういう答弁が繰り返されておるわけなんです。そこで私どもの考え方としては、それはあり得るという分析をしておるのですが、これはあくまでも平行線であれば平行線として、これ以上突っ込んでお聞きしてもやむを得ないと思います。しかし、国民全体が今度のベトナム戦争の戦線拡大に非常に気を使つておるということは、日本の国上には米軍基地を相当持つておる。したがつて、あの戦線拡大といふことになれば、朝鮮戦争の二の舞いということになると、國民は心配しておるから、そうなれば、日本の基地から必ず戦闘機が飛び立つ。すなわち、日本の米軍基地を利用することになるということから、國民は心配しておるわけなんです。だから、絶対にそういう心配がないということの裏づけを、もう少し御答弁を願いたいと思うのです。それで、その裏づけということを御答弁願いたいと思いますことは、先ほど私が申しましたように、現在米軍が戦つておる、また飛行機を飛び立たしておる状態の範囲内では、戦線拡大した場合にはこれは追いつかないということを御答弁願いたいと思いますことは、先ほど私が申しましたように、現在米軍が戦つておるかということになれば、やはり基地の利用をどうするのかと、いうことを考えてならないと思うのです。事前協議どころうとうということをお話しになりますけれども、日本の國が非常に恐怖になりましたのでから、私は、いまから日本の政府としては、どんなにあの紛争が拡大していくとも、日本は日本の國が紛争に巻き込まれることは絶対にないという立場を堅持するために、日本にある米軍基地を武力行使に利用させることは絶対に認めない

請によつて協議することができる。こうなつておるから、この条項をこの際適用して、日本の態度をきめて、そしてアメリカに強い平和の方向へ要請をする必要があるうと思つて私は質問をしておるわけなんです。この点については御異議ございませんですか。

え方を聞いておるのであります。当然政府としても、日本の国民の生命、財産を確保し、そして極東の平和と安全を願うならば、この際何とか方法をとらなければならないと思うのです。その方法は、安保条約の一条、四条に基づいての日本の発言をアメリカに示すべきではないか、こういうことを申

在の程度の戦争の状態では、まだチャンスといえない、もう少し戦線が拡大してこなければチャンスをつかむことはできないということなんですか。私はいまがチャンスであってこれ以上戦線が拡大したときには、日本が發言しようと思つても收拾することができない事態に相なるのではない

出す必要はないと思うので、現在の状態では、これはだれが見ても戦線拡大の方向に向かっておるということです。ますます拡大していくというのが、世論一般の見方であるわけなんです。こういうときに、日本がアメリカに対しての発言権を持つているのだから、安保条約の一条、四条によつ

— 1 —

いということでは、また再び問題は爆発するのでありますから、やはり筋を通した平和収拾をしなければならぬ。筋を通すということはどういうことかと申しますと、結局南ベトナムの政治的独立、平和、自由、そういうものを確保するといふことが、すなわちこの問題の収拾に筋を通すということになるのです。そういったような目當に、ただ両方で停戦をしたからといって、政治的な不安というものはあの地域からなくならないと私は考えるわけでございまして、そこには非常にむずかしさがある。それを考えながらこの問題の収拾に努力してまいりたい、かように考えます。

えにならないのですか。

○椎名国務大臣 各国はやはりこの平和収拾については非常に努力をしておりますが、いずれもそれが実らないような状況でありますて、まことに遺憾でございます。日本といたしましても、いかにすれば最も有効にこの問題を收拾し得るかといふことにつきましては、絶えず考究し、いかなるチャンスをとらえるべきかというふうなことにつきましても、大いに考慮を払つておるような状況でございます。

○田口（誠）委員 一般論からいきましても、双方がけんかをしておる場合に、そこへ仲裁に入るというの、チャンスをねらわなくてはならないと

ンスであるというように考えておるので。どうも外相の答弁からいきますると、まだまだ早いということになりますれば、戦線は拡大していくのだから、もう少し戦線が拡大したときでないと、なかなか双方が折れ合うということはできない、こういう分析なんですか。

○椎名國務大臣 私は、戦争をもう少し拡大させ、それからチャンスが生まれるのを待て、こういうような意味ではございません。戦線が拡大しようがしまいが、とにかくこの両方の主張をいま言いつつておりますけれども、どっちがいい悪いということは言いませんけれども、とにかく相当な従来の主張に対して反省が起こるというそのキャラクターを持つべきだと思います。(拍手)

チャンスではないか、こういう考え方からお尋ねをしておるわけなんですね。チャンスを見て何とかしたいということとか、そうして実際にそういう希望をしても、希望がかなうかかなわぬかわからぬような、双方が自己批判をし合って、そして平和解決の方向へ自主的に持つていかれることを望むというよなことは、これは当然望むことであっても、望むことができないのが現在の実情であります。だから、私はこういう時期にこそ、日本がアメリカに対して、世界の平和、極東の平和を守るために意思表示をするべき時期であるというようく考えておるわけなんです。どうしてもまだ早いということなんですか。

筋を通そうとして、その筋の通らぬのが現在の戦争の状態であるわけなんです。だから、これをそのまま拡大していくのを見過ごすということは、これは日本政府としてもやるべきでないと思うのです。この際、日本政府として何らかの意思表示をしなければならないと思うので、そういうチャンスが現れておると思うのです。だから、このチャンスに安保条約の一条、四条、こういう精神を生かさなければならぬと思うのですが、そういう考え方は全然持つておらないのか。ただ心配をして、拡大していくのは困るのだ、何か平和的をして解決することを希望しておるのだ、こういう抽象的なことで、いま死ぬか、生きるか、殺すか、殺されるか、こういう戦いをしておるの中ににおいて、この戦争が拡大していくのを日本の国としてたたばう然として見ておるというのは、いけないのではないか。何かこの際手を打つべきであるというのが私の主張であって、そして政府のお考

現在が一番いいチャンスではないか、この時期を逸して日本がおるならば、ますます收拾のつかない状況にこの戦争が拡大されていくのではないのか、こういうことを考えますので、私はいま日本の発言をアメリカに示すいいチャンスであるといふように考えておるのですが、まだまだ早過ぎるというふうにお考えなんですか。

○椎名國務大臣 これは結局 両者の主張を十分に検討して、そうして一体正しいところはどこにあるかということを考えなければならぬのでありますて、ただ少し二つのほうが力が強そうだからそっちだけ押えるというようなことでは、この問題は片づかない。どうしてもやはり筋を通した解決をしなければならぬ。ただいまの状況は、私もしろ私は、ただいまの段階では有効なる收拾策は必ずしも最もいいチャンスだとは考えません。は見当たらぬ、かように思つております。

○田口(誠)委員 率直にお伺いいたしますが、現

争を続けさせて、拡大して、そしてくたびれたところで云々と、そういったような外的なのです。——それもあるいはチャンスを持つ一つの方法かもしませんけれども、私はそういうことを考えておるわけじゃありません。

○田口（誠）委員 どうも私はその答弁はわからぬのです。もちろん戦線が拡大していくことを好んでいたり、もう少し戦線が拡大すればそのチャンスがあるのだというような答弁は、外相としてできないと思いますが、私は、今日のこの現状が一番收拾策のチャンスであるというように考えておるわけなんです。そしてこれ以上戦線が拡大していくということになりますと、これはなかなか收拾することはできません。それと同時に、もう一つは、外相の考えておられるよう双方が自己批判をし合って、そしてお互いに手を引くということになりますれば、これは何も日本の国からくちばしを

○田口（誠）委員 外務大臣と質疑応答をしておりましても、ここまできますと、同じことの繰り返しになりますので、私はもう一度確かめておきたいと思いますが、先ほどからの答弁を聞いておりますと、あの戦線が拡大されても、日本の米軍基地が作戦基地になつたり、日本の米軍基地が戦争の基地に利用されるというようなことはあり得ないという認識に立っておられるわけなんですが、私はそう考えておらないわけです。あくまでも作戦基地に利用されるようなことはないというように信じておられるのか。希望されているということになると答弁は要りませんが、そう信じておられるのかどうかということを念を押しておきたいと思うのです。

○椎名国務大臣 ただいまの段階においては、私は、日本の基地を直接作戦行動に利用されることはありませんので、かように考えております。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

○田口(誠)委員 外相の答弁は、日本の基地を作戦基地に利用するということは絶対にあり得ない、ことばの表現はいろいろあらうと思ひますけれども、日本にある米軍基地は絶対に武力行使に利用することはない、こういうように言われたと思うのですが、そういうように確認をしておいてよろしいですか。

○椎名国務大臣 どうぞそういうふうに御了解を願います。

○田口(誠)委員 そうしますれば、日本が、もし今後この問題について日米が事前協議の形で問題を話し合う場合には、日本にある米軍基地は絶対に武力行使には利用することは認めないという態度、こういうようにまた確認しておいてよろしいですか。

○椎名国務大臣 私は、ただいまのベトナムの戦争について申し上げたのであります、事前協議の問題がいろいろな形によってあらわれてまいることを予想いたしますと、それに対しても固定した考え方で御答弁を申し上げることは、非常に危険でございますので、その問題に対しましては答弁は控えることにいたします。

○田口(誠)委員 現在のようにうしろのほうから

どういううしろだがあろうとも、形の上においては現在行なっている両国の戦争がどんなに拡大をされても、その拡大をされた時期にアメリカのほうから事前協議を申し込まれてもこのベトナムの戦争については、これは私がただいま確認を求めましたように、米軍基地は絶対に武力行使には利用することを認めないので、こういう態度でおいでのになるということは、いまの答弁からも聞き取れるわけですが、間違いはございませんか。

○椎名国務大臣 私の申し上げているのは、ただいまのベトナムの戦況から見て、日本の米軍の基地が直接作戦行動を起こす基地にはなり得ない、

こうしたことだけを申し上げていいわけであります。

○田口(誠)委員 ことばはいろいろ表現のしかたがありますけれども、作戦基地というと大げさに

聞こえますし、それから武力行使に使用すること

はごめんだと言えばあまり大きさでないよう間に聞こえるわけなんですが、これは内容は同じなん

です。したがつて、日本にある米軍の基地からたとえ一機でも二機でも戦闘機が現地戦場へ出動すると

いうことになれば、これは作戦行動に利用したといふことになるわけなんですが、そういうこともあり得ないというようにお考えのかどうかとい

うことです。

○椎名国務大臣 他の近い基地に移動すること

は、これは直接作戦行動に使用したことにならないのです。ここから直接に進発するということはあります。こう申し上げておきます。

○田口(誠)委員 ことばはすつきりしておりますが、南ベトナムの現在の戦場へは、日本の基地からはたとえ一機でも二機でも出動するようなことはあり得ないというように、ただいまの答弁は確認しておいてよろしいのかどうか。

○椎名国務大臣 さようございます。

○田口(誠)委員 絶対にあり得ないということになりますれば、そうすれば、事前協議というような事態は、どういう進展の場合にあり得るので

すか。

○椎名国務大臣 どういう場合って、とにかく日本

の基地から直接作戦行動を起こすというような場合があれば、これは必ず事前協議にかかる、こ

ういうことになっております。

○田口(誠)委員 今度のベトナムの戦争について

は、事前協議のあつたときには、日本にある米軍

基地は絶対にそうした行動の地点にしてもらいたくないという、こういう考え方をいまお持ちなん

ですか。

○椎名国務大臣 そうじゃなくて、ただ冷静に私

は申し上げておるのであります、ただいまのベトナムの戦況あるいは地理的な関係、あるいは他の米軍の基地というものを考えてみますと、絶対にさようなことはあり得ない、かように確信をし

ております。

○田口(誠)委員 作戦上の問題ですから、あなた

に詰め寄ることはちょっとむずかしいと思います。

○田口(誠)委員 外務大臣は、とにかく認識不足という表現になりますか、じょうずにばけて答弁されておる。答弁じょうずと言おうか、非常に不満な答弁であるわけなんです。

それで、私はなおこの点くどいようですがけれども、外相にもう少し明確にしてもらいたいことは、ただいまの外相と私の質疑の中で確認された

ことは、ベトナム戦争は拡大の方向に向かっておるということ、拡大の方向に向かっておるけれども、常識論といたしまして、日本の基地がとられるから、そういう心配がないというところでは收拾づける方法がないといふ外相の答弁であるわけなんです。したがつて、これまでのお考え方がなかつたら、ただいまの答弁はないと思うので、その点を明確にひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○安川政府委員 私も軍事専門家じゃございませんけれども、常識論といたしまして、日本の基地から飛行機が飛び立ちまして、ベトナムなり爆撃して日本の基地に帰ってくるというのは、考え方

がないと思います。

○田口(誠)委員 専門家でないから答えられないという答弁では、外務大臣としてこういう事態には答弁にならないと思うのです。少なくともそういう

ような問題を検討する場合には、やはり作戦上のことも勉強をしておつてもらわなければなりませんし、そういうような認識を十分に持つて日本

の外務大臣としての仕事をやつていただきなく

り得るということは、この戦争が拡大された場合

には、極東の平和を非常に脅かして、日本の経済に非常に打撃を与える、そして日本の国民の生命、財産にも影響があり得るから、私はこういうこと

を申し上げておるのであって、作戦上の問題につ

いては全然わからぬからということなら、何も作戦上の問題をことばの中に入れて回答する必要

はないと思うのです。それを回答されるということ

にきよつてはあり得るということなんですか。

○椎名国務大臣 ベトナムのただいまの戦局から

考へると、さようなことはあり得ない。したがつて問題にならない、かように確信しております。

○田口(誠)委員 問題にならないということは、いつかの時期にこういう方法によつてこの戦争が終止符を打つだろうという期待をされておると思うのです。そういう期待のない限りは、ただいま

のような答弁ができると思うので、その点をひ

六

○椎名國務大臣 これは一日も早く收拾することを日本としては熱望をしておる。しかし、希望と実際はしばしば食い違うこともござりますけれども、大体においてそう無制限に拡大するものとは考えておりません。

○田口（誠）委員 無制限に拡大するものとは考えられないということは、これは質疑応答するのも答弁もことばの使い方がむずかしいのですが、あまりむずかしゅう考えずに、現在の北ベトナムの状況は、またこのベトナム戦争は非常に拡大の方向に向かって、日本の最も中立的な学者、こういう人たちが、この時期に日本政府としても何らかの手を打つべきであろう——この手を打つべきであるという内容は、何といってもアメリカに対しても何らしての意思表示が必要であろう。アメリカに対しての意思表示をするには、これは安保条約の一条、四条に基づいてやるのがきわめて妥当であり、当然の義務であろう。こういうような声明を出しておられるわけなんで、このことは、日本の国民の考え方を代表したものであろうと思うのです。日本の国民の考え方を代表したものであるとするならば、政府は日本の国民の考え方を代表しての行動をしてもらわなくてはなりませんので、そういう見地から考えますと、私は、あくまでもこのチャンスを逸しては非常に重大なことになるのではなかいか、こう考えておるわけなんです。したがつて、何回答弁を求めるもはつきりした答弁をされませんので、私は希望として申し上げておきますが、現在の戦況は、非常に日本の国としてアメリカへ意思表示するにチャンスである。このチャンスを逸すると、これは收拾つかないことがでかるかもわからないと思うわけなんです。したがつて、この際、米国に対して、安保条約の一条、四条に基づいて、そうして日本の態度を明確に示してもらいたいと思うのです。明確に示してもらいたいということは、共産国でも、アメリカの国でも、りっぱな近代兵器を持って、科学兵器は持つ

ておりますけれども、軍事力においても、経済力においても、アメリカは何といつても一位だと思うのです。こういう大国が小さな国を相手に戦つておる場合には、ほんとうに忍ぶに忍べないような理屈はあるうけれども、この際、アメリカが忍びざるところを忍んで、そうして平和的解決の方向へ踏み切つてもらうことが、世界の平和を維持するに最も大切なことであろう、こういうような見地から日本の態度をアメリカに示してもらいたい。このことを強く要望しておきます。この点について、何回申し上げましてものらりくらりの答弁でつかみどころがございませんので、非常にその答弁の内容では不満でございますが、ただいま申しましたことを強い要望として申し上げておきます。私がこういうような要望をあえて申し上げたのは、これは現在の日本の国民がほんとうにそうしたことを望んでおるからです。との新聞を見られても、どの週刊雑誌を見られても、筆をそろえて、口をそろえて書き立てておりますることは、これはいまこそ日本がアメリカに対してりっぱな平和解決の方向を意思表示すべきである、こういいいチャンスがいまきておるのだ、このチャンスを逃がすことは将来において不覚をとることがあろうというが、言論界の一一致したことわち国民全体の要望しておることでござりますので、外務大臣の考え方からは不本意ではございましょうけれども、これは強い国民の要望として要望を申し上げておきたいと思います。この点につきましてはこの程度でやめまして、次へ移りたいと思います。

い達しのあるところの定員規制の問題がありまするし、それから行管の一つの基本方針があるわけなんです。したがって、ます行管のほうにお伺いをしたいと思いますが、この機構改正の内容を見られましてオーケーを与えられた理由は那辺にあります。あつたかということと、そしてこういう機構改正は、これは変則的な機構改正というようによく受け取つておられぬかどうかということをお聞きをしたいのです。断つておきますが、きょう特に行管とそれから大蔵省からおいでをいただきましては、この法案に社会党はもちろん反対ですけれども、反対しても、これは採決をすれば負けますね。(伊能委員)その通り!と呼ぶことにしたがつて、そのことは、伊能先生がその通りと言われるくらい、これはもうつきりしておるわけなんですね。ところが、そのはつきりしておるところの民主党さんの内部でも、党内の事情をあきらめ言つてはいけませんけれども、この機構の改正はすつきりしたものとは考えておられぬわけなりません。したがつて、今度はこれが通るといたしますとしても、次期国会には、外務省としてほんとうにこういうよううに機構の改正を行ないたいという改正案が、堂々と出せるようにしておかなければなりません。したがつて、今度はこれが通るといたしますの問題、それから行管の機構改正の基本方針の問題等々があるわけなんです。だから、私は、次回の国会に、こうした変則的な機構改正はやめて、外務省としてほんとうにこういう機構にしたいと考へて、今度の国会でやはりある程度理解をしてもらつておかなければ、これはなかなかむずかしい問題でありますから、あえてそういう点から御質問を申し上げておるわけなんです。そういうことを考へていただきまして、ひとつ御答弁をいただきたいと思うのです。

これを避ける、機構の新設、増加等も原則としてはこれを避けるということを、方針をきめたわけでござります。根本は、原則としてこれを避けることとでございますが、しかし、特に必要あるものについては例外を認めるということも、閣議決定の中に入れてあるわけでございます。そういうことで、この機構改革につきましては、外務省の要望に基づきまして、行政管理庁としてはその適否を慎重に検討をいたしたわけでございます。一つの機構の増は、中南米・移住局の問題でございます。これは中近東アフリカ局の問題でございます。この両者に共通する問題は、中近東アフリカにつきましては、四十七でございましたか、新興国を含めまして非常に大きな数の対象の国があり、これがどんどんふえてまいつたという実情でございます。経済的にも、政治的にも、文化的にも、これを扱った国際政局に處するための外務省の機構の拡充として、一つは部の昇格であり、一つは局の変更と申しますが、そういう形のものを認めることが適當であろうというふうに行管としては考えたわけでございます。

さらに中南米・移住局につきましては、従来の移住局が、移住事業團というものが発足することに伴いまして量的に相当の仕事の減少という問題もございまして、移住局の措置ということが一つあるとともに、中南米二十二カ国でございましたかの国際政局における重要性、したがって日本にとってまして政治経済的な意味で重要性が加わりましたことを加味して、一つの局をつくろうといふ外務省の計画であるわけでございます。この際、中南米というのは、申すまでもなく地域をあらわすものであり、移住の関係は機能をあらわすものでありますので、機構として中南米と移住とを両者一緒にして局とすることは、なかなか問題があるということことで、論議があつたわけでございます。これは、外務省でもその点は十分考えられた末のことです。

○河本委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

○河本委員長 これより外務省設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について討論に入ります。

○河本委員長 討論の申し出がありますので、これを許します。山内広君。

○山内委員 ただいま議題となつております外務省設置法の一部を改正する法律案に対し、私は日本社会党を代表しまして、本法案に反対の理由を明らかにいたしたいと思います。

長い時間をかけまして質疑応答がありましたので、すでにもうこの法案に反対の理由は明らかになつておりますから、私は、その問題点を要約して、簡潔に申し上げたいと思います。

まず、その第一点であります中南米・移住局につきましては、形式的に見ましてもまことにこつけいなものでありまして、現在各省を通じまして、こういう変則な形を持ったものはありません。過去においても、またこういうものは実に珍しいものであります。これは政府の統一見解を聞きましても、看板にかけたときはポツと書くけれども、読むときはポツをはずして読むのだ、こういうことでありますけれども、この統一見解も徹底しておりませんし、まことにこれも不思議な解釈しかただと思ふのであります。また、これを質的に見ましても、たゞいま増原長官も御答弁の中にありましたとおり、機能局と地域局と二つのものを一緒にしたということをございまして、まことにこれは特異な局になりまして、惡例を将来に残すものだと私は思ふのであります。

また、前の外務大臣でありました大平さんは、海外移住事業團を設立するときに、現在の移住局のような大きな機構はもう要らないとなるのだと、こういう御説明がしばしばありました。ところが、移住局は現在廢止できない事情にある。これは、前の外務大臣が政府の行政と外郭団体である事業團との本質的な相違を十分認識しておらなかつたからだと、私は思ふのであります。そうでなければ、お役人が自分のなわ張り争いから、この移住局の縮小に怠慢であったからと言わざるを得ないわけであります。だんだん聞いてみると、この中南米・移住局の設立は、中近東アフリカ部を局にすることに對抗して、お役人さんのそういうなわ張り争い以外の何ものでもない、こういう感をわれわれは抱かざるを得ないであります。

また、行政管理厅においては、現在臨時行政調査会の答申に基づいて鋭意その集約を急いで、この秋には結論が出て、基本的ないろいろな行政改革の基本方針ができるわけであります。この結論を待つて慎重にこれは扱うべきものであって、何もいま急にこれをつくらなければならぬという緊急性は、私は断じて認められるわけにはいきません。

以上の理由によりまして、私どもはこの法案に反対いたします。(拍手)

○河本委員長 受田新吉君。

○受田委員 私は、外務省設置法の一部改正法案につきまして、特に希望を付して賛成の意を表明します。

これは当委員会における審議の経過を見まして、山内委員の御意見の中にもあったような寄り合

い世帶的な中南米・移住局の新設という問題が起

こつてきます。役人が寄り合ひ世帯で仕事をする

ときに、そこにおのずから職務上のなわ張りとい

うようなものが出てくる。機能性のほうが上にいくか、あるいは地域性のほうが上にいくかという

ような問題も起つてくる。非常にむずかしい新

局がここにできたわけです。しかし同時に、外務省の外交事務を推進するため、特に移住の重点が

中南米に置かれているという意味で、これを一方

における関連性を持つて考えておられるというこ

とでございますので、実際の運営の面で実効をあげるという努力をはかられることで、ある程度この寄り合ひ世帯的な性格をばかすことができるであります。

これらに賛成の諸君の起立を求めます。

はなはだ理解に苦しむ新局ができたのでございますけれども、これの運営について、特に移住政策を事業團とタイアップして強引に押し進めて、わざわざ抱かざるを得ないであります。

これがわわれとしてたいへん理解に苦しむ点があるが、この中に定められておる。それは在勤体の問題でござりまするが、在勤体において、特に大使、公使、一号、二号と三号以下との間のアンバランスを待つて慎重にこれは扱うべきものであって、何もいま急にこれをつくらなければならぬといふ緊急性は、私は断じて認められるわけにはいきません。

取り上げられているわけでありまして、私は実はこの面では非常にいいことだとうふうに考えております。いろいろな意見が錯綜いたしておりますが、何とかその中から大きく前進をする方向をお互いに努力をし合つてとらなければならぬ時期に来ておる、こういう認識を実はしているわけであります。そういう意味で、この改正点についての幾つかの理由がここに述べられておりますけれども、まず冒頭に承つておきたいと思ひますのは、いまここであらためて設置法の改正ということでお港湾審議会に管理部会を設けるのであります。が、昨年来すでに行なわれているわけでありまして、一方で改正案が出ていて、片方で港湾局長の答弁に管理部会に諮問をしているんだと言わんばかりの話が至るところ出てくるので、どうもその間の経緯を少し寄異に感ずるわけですが、そのところをひとつはっきり御答弁を賜つておきたい。

どうだ、それを実行でやれないということならねば、設置法改正を先に出すべきではないか。つまり同じ国会、同じ会期の中で、片方に管理部会を設ける設置法が出ているのに、片方の部会のはうはすでにやっていて、そこにすでに重要な問題を答申を求めて提起をしておる、こうなると、設置法を審議する場面で、事後承認と言えどもそれぬけれども、何となく法的に疑義のある面も出てくる。だから、時間もありませんから、この点については深く触れることはやめますけれども、これは何も運輸省に限ったことではありませんが、将来の問題としてこの辺のところは考えなければならぬところだろうという点の指摘をいたしておきたいと思います。

そこでこの提案理由の中でいきますと、主として港湾管理者の財政基盤の強化、これが一つの中点についてあります。それから港湾設備の効率的使用の確保、これが二つ目の問題で、三つ目の広域港湾のあり方など港湾の管理に関する諸問題、こういう提起のしかたになつております。そこで私は冒頭に伺いたいのですが、港湾法は二十五年で生きているわけでありまして、総司令部から一次、二次、三次の覚え書きが出来られたりして、港湾管理制度については、ここで戦前、戦後の大きな転換をしているわけですね。そこで港湾法の中では、港務局なるものが存在することになつてゐるわけです。したがつて、港湾管理者なるものは、港務局あるいはまた三十三条に基づく自治体、こういう法律の規定なんですね。ところが、港務局なるものは、私の知る範囲では北九州の洞海あたりにできておりますが、他にはあまり聞かない。そういうなりますと、法律は現存をするのだけれども、実際にはないことになる。したがつて、なぜ一体港務局が今日ないのかという点について、当時特に輸送省、大蔵省等に反対の意見があつた。こういう点について各方面の当時のものの考え方、なぜ港務局はできなかつたかという点について、あとに関連いたしますので、港湾局のほうからひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。

か○にしろい港情すか港るあと ま務公なるにそ例受大い前てま浜う組は一まま港お○

佐藤(率) 政府委員 御指摘のように、港湾法に
きましては、港湾管理者のモデル的な形として
港務局というものが述べられておるわけでござ
いますが、実情は、港務局といふのはいま開かれて
いたように洞海湾にあったたといふことと、もう一
つ新居浜にあるわけございますが、そのほか市
市なり県なりの管理、もしくは県、市の一部事務
合の管理となつております。その理由はどうい
ところにあるかということでございますが、横
市戸また閑門といいますか、門司、下関につき
しては、国が実際に国営港的な取り扱いをや
いるわけでございますが、その他は法律成立以
におきまして、すでに県なり市なりが算理して
いた実態があるわけでございます。たとえば東京
阪につきましては、おののおのその都市が、補助も
よう書いてあるわけですが、そういう歴史的
経緯から、今まで港湾に携わっておった地方
共同体が管理者になった。そういう経緯で港
局ができるくかたったということが一つござい
ます。

それからもう一つは、法律に書いてありますこ
ともござりますし、港湾管理の理想的な形態で
いるということ、わわれれも港務局がつくら
よう努力はしたわけですが、実際にどうな
経緯局になつた場合に、起債が認められるかどうか
というところでござります。港務局は公債を発行
することはできるわけでございますが、当時の事
としては、やはり地方債にたよらざるを得ない
まして、港務局がなかなかできないままに現在
至つてはいるわけでございます。

大出委員 これまたあとで関連がござります
ら、いまの御答弁について一つだけ聞いておき
ます。港債の対象外になるというようなない
いろな不利な点があつたといふことも原因いた
まして、港務局がなかなかできないままに現在
至つてはいるわけでございます。

よなのうちも置れど後たより逃局現の律法いほ〇はも落ばらよない形まで何のは本發繼を

いのですが、港湾法の二十八条に「港務局を組織する地方公共団体以外の者は、当該港務局に出資することができない」。こういう条項がございましてね。あとから順次聞いていきたいのでありますけれども、いま答弁されているのと、佐藤港湾局長のほかの委員会における答弁を見ますと、どうも内閣か自治体の管理権と別個に、あるいは離れた形で何かをつくりたいという趣旨をしている部分があるのです。つまり何となく広域港湾行政といふところにおける一つの港務局的なものの考え方、こういうふうに受け取れる面があるのでですが、もし何らあとか指摘をいたしますが、いま言われたように財源が中心だとするならば、この条項等を見て、港務局であるということになるとそればかりであれば、この港湾法を改正しなければ何にもならない。同じことなんですね。そのあたりどうなんですか。

Digitized by srujanika@gmail.com

○大出委員 そこで接收解除されて返ってくる、つまり日本に返される総司令部の一次覚え書き、二次覚え書き、三次覚え書きというものがあるのですが、この間で大蔵省の考え方と運輸省の考え方と違うと違いましたね。ここであたりについての御記憶はどういませんか。

○佐藤(筆)政府委員 私、当時の記憶があまりないわけですが、具体的に御指摘願えれば幸いだと思います。

○大出委員 つまり、大蔵省が最初第一次覚え書きあたりで言つておるのは、国有施設というのは全部大蔵省に移管してしまうというわけですね。管理主体は税関なんですね。ところが運輸省のほうは、これは旧来からの経緯があるわけですからも、全面的に港湾運営に協力あるいは監督する港湾管理主体を設置するというたまえで、国有施設を右管理主体あるいは個人企業者に開放する。そして監督は海運局なり港湾局なりというふうに、あくまで運輸省が中心になつていて、だという考え方ですね。私は、なぜこれを聞くかと言いますと、ここで申し上げておかないと、答弁の方向が変わつてくると困りますので、私はうしろ向きでものを言うつもりはないわけです。そこで、港湾管理という問題、それはさらに管理の組織の問題、それから財政、さらにはあなたのこしばかりれば経営ですね。そういう問題を含めた立場と、それとあわせて、そうなると当然業の問題が出てまいります。この業の一種業者から二種業者、さらに港湾運送事業法の第七条に基づく検数、鑑定、検量の業種、さらに荷役機械等の会社、あるいは最近は公団方式か何かとどういう形のはしけ等の建造、こういうようなものがいろいろなとの関連がまたそこに出できます。したがって、管理の面と業の面と、この二つを中心には承りたいというようと思つておるわけでありまして、それがまた管理部会を設ける趣旨の中に、この議事録の御答弁の中では、ここで提案されておるもののはかに合理化委員会をつくりたいという

お気持ちがあるようですが、合理化委員会をつくつまでも間に合わなければ、業の問題もこの管理部会に入れて、そこで早目に結論を出させる、こういふ考へが明らかになつておる。そうすると、いうお考へが明らかになつておる。そうすると、切り離してまでは考へられない。そういう意味で質問したいわけなんですが、いま申しましたように、日本に接收解除になって返されるところからはつきり食い違いがあつたわけですね。

そこで、もう一つここで承つておかなればなりませんのは、以上のような食い違いがこのほかにもありますけれども、時間がありませんから省略いたしますが、以上のよきな経緯で争いが行なわれた結果、総司令部が三次覚え書きでものを言つておるのは、管理主体といふものは、地方の自治体あるいは自生的なという意味における自治組織、そして国といふものは、国がつくつてきた施設、これを国が管理するといふのはおかしな話で、成り立たない。だから、国家利益といふ意味における最小限度の権限を持つとすれば持たされ出しているわけですね。その結果、まとめざるを得ないというかつこうでまとまつたという経過があります。そういたしますと、この意見の食い違ひといふのは、さらに三十四年のころに臨時行政審議会が開かれて、河合良成氏が當時おやりになつておったわけですが、ここで港湾管理一元化を主張した形なんですかね、すいぶんこれははっきり言つているのです。横浜については、横浜はかつて国営港であった。今度調査をやつたが、上屋倉庫など漏洩がする。こんなところに荷物が置けるか。これは管理を自治体がやり、自治体が財政力が弱いから修繕もできないのである。國が金をかけてやらなければならない。新設投資、これは國がやらなければならぬので、國が金をかけるのだから、管理権を國が握るのは当然である。これは実は端的に言つて、当時の臨時行政審議会から出された答申の中心点だと思うのですね。したがつて、この問題については、運輸省内部でも、かつては港湾局の出先と、それから

運輸省内の港湾局のほうと、いろんな意見の食い違いが出たりしたわけですが、今日こういう考え方になります。つまり大蔵省は税關を中心に、運輸省はあくまで海運局なり港湾局を中心に握つていきたい方、つまり大蔵省は税關を中心に、運輸省はあくまで海運局なり港湾局を中心に行つても実際には生きている、それが中心になつていく、こういう考え方方が、一步進んで、財源の大多数を國が持つんだから、管理権は國で取つてしまえというのが、三十四年に出てきたわけです。そうすると、この考え方方は、今日皆さんが管理部会にはかるにあたつて生きているのかいないのかということを、まずもつて承つておきたいと思うわけであります。

○佐藤(筆)政府委員 ただいまおつしやられましたような、税關との間に国有財産の処理についてトラブルがあつたことは事実でございます。昭和三十四年の臨時行政審議会の結論として、税關を中心とする港湾、特に外國貿易等についての管理形態といふものがコミットされたことも事実でございますが、われわれは、現在あくまでも港湾法に基づいた地方自治的な港湾管理者であるということを主体にいたしまして、その財政をいかにして強化をして施設を整備していくべきかという方針で審議をしていただいているわけでございま

○大出委員 そうしますと、あまりこまかく申し上げているひがないのでありますけれども、もう一度、認めるとするならば——これは現在は当然ですけれども、もし地方自治体の港湾管理という管理主体を認めるとするならば——これは現在は当然ですけれども、認めるとするならば、この港湾法が成立しておられるよう、自分が公債を発行して企業経営的に港をつくつしていくことがやり得ない。そこがあとを受けて、現在の港湾管理者といふものが苦痛にしておりますところは、明治以来日本の港湾の政策といふものが、国の補助といふものにたよつてやつてまいつたわけでございまして、それがうまくいくとは考へられない面が、多々あるわけでございます。中で一番この港湾管理者が現

つのルールを見つけてやつておるわけでございまして、港湾法ができて、地方自治に移してすぐそろはつきり言つているのです。横浜については、港湾をつくつしていくことがやり得ない。そこがあとを受けて、現在の港湾管理者といふものが苦痛にしておりますから、ほかの國の例に見られるよう、自分が公債を発行して企業経営的に港をつくつしていくことがやり得ない。そこにはやはり自分の思うとおりに経営をやり得ないとあるわけでござりますから、ほかの國の例に見られるよう、自分が公債を発行して企業経営的に港をつくつしていくことがやり得ない。そこにはやはり自分の思うとおりに経営をやり得ないとあります。

もう一つは、われわれの施策が必ずしも當を得なかつたんではないかといふことは、反省しておられます。

○大出委員 それは、うまくいかなかつた原因は幾つもあるのですが、うまくいかなかつた原因はことについては、もう明確にお認めになつてゐるわけですからね。そこでさつきもちょっと触れましたように、管理は自治体にとつてになつたんだけれども、國の権限といふものが、個々のセクションについて非常に強い。したがつて、自治体が管理権だけはもつたけれども、実際には管

と私は思うのです。そういう意味で、うまくいかなかつた原因はどこにあつたのだといふうにお考へになりますか。

○佐藤(筆)政府委員 港湾法が施行されまして五年になんなんとしておるわけでございますが、おっしゃられるように、港湾の管理といふものがわれわれの当初考へたようにうまくいっていないことは事実でございますが、しかし、ここに至りますのに、諸外国の例を見ましても、実際に地方自治的に持つていくということは、相当な民間の意見なり、またお互いに利害関係が相反するもの、トラブルになるのを、結果としてある

うが管理権が弱いわけです。実質的には国の方ほうが握つておる。税関その他を中心にして運輸省と大蔵省が……。実際にはこういうかつこうになつておるわけです。

それからもう一つは、これは地方財政の税源配

分の問題なんです。今回の一番局長が強調されてゐる地方財政の強化ということですけれども、つまり財政の強化ということになれば、何も港湾だけをとらえて云々ではなくしに、税源配分の問題についての問題点が出てくる、そうなりますと、一八・九日の交付税の率を二九・五%に引き上げたんだから強化したということにはならないわけです。本來的に税源配分という問題で、国と自治体自治体の手を付されない税源だということになるわけですが、そこにも一つ問題があります。そうなると、私の言いたいのはまだ一ぱい理由がありますが、各都市の地域的に、港湾業者等との関係で、そちらのほうに引っぱられてにっちもさつちも港湾管理者が手が出なかつたという面もあるのです。ですから、理由としてはまだ幾つもありますが、どうしてここまでひとつ御訂正をいただかなければならぬ局長の発言があるのです。それはどういうことかと言いますと、運輸委員会等のほうで答弁をされている中に、現在まで使用料の安過ぎたといふのが実情だ。赤字を出してきた。赤字が赤字を出してまで安い使用料でやつていくということは、やはり管理者自身の自覚も足りなかつたんだ。全般的に赤字をカバーすることはむずかしいかもしれないが、赤字を消すための値上げ、しかもそれを合理的にやろうということで、現在港湾審議会に管理部会を設けて作業をやつておるという段階でございます。こういう答弁を局長されているのですが、私は、歴史的経過を御説明しながら質問をしておるので、うまくいかなかつたという原因についてもいま幾つか申しましたが、そういうことが足りなかつたんだ、赤字を出してまでといふとですね。このところのとらえ方をとらえそこな

うと、どうも将来に向かつての港湾管理、組織運営、あるいは経営というものについておかしな方向に行きはせぬかという心配を持つので、そこのところをもう一ぺん、あくまでもこういうふうにお考えだらうかどうか、承つておきたい。

○河本委員長 簡潔に願います。

○佐藤(肇)政府委員 ただいまの問題は、港湾管

理者の港湾に対する会計といふものが、一般の行政と同じような経理のしかたをしておつた。したがつて、投資したものに対して赤字が出て、また利益に吸収されておるといひますか、一般会計から利益でまかなつておるといふようなことではいけないので、やはり企業会計的に見て赤字を消していくようにしなければ、しまいには支出ができなくなるであろうということを申し上げたのであります。

○大出委員 少し抽象的で、そこがわからないの

です。つまり地方の自治体管理者の自覚が足りない役立つような会計制度はどういうものかといふと、それを対象にして審議を願つておるといふと、向こであります。

規定ということではなくて、港湾の今後の発展にかかる規定のことです。つまり地方の自治体管理者の自覚が足りない役立つような会計制度はどういうものかといふと、それを対象にして審議を願つておるといふと、向こであります。

○佐藤(肇)政府委員 たゞいまお話を、これを要

約して言ひます。一般官庁会計的にものを考えてい

た、ないしは経理をしていた、だからこれを企業

から利益でまかなつておるといふようなことでは

いけないので、やはり企業会計的に見て赤字を消

していくようにならぬことでは

<p

どこから持つてくれば一番いいというふうにお思いになりますか。

○佐藤(農)政府委員 これはいま申し上げました
ような審議の段階にあるわけでござりますが、一
つは使用料を適正なものに値上げをするというこ
とであると思ひます。もう一つは、財源というの
に当たるかどうか知りませんが、やはり地方債
で、起債を受けてやつてある仕事が多いわけでござ
りますから、これの償還年限を延ばしてもらう、
金利を安くしてもらうとか、こういう措置が必
要になつてくるのぢやないかと思ひます。

○大出委員 話が出来ましたから、この際申し上
げてしまいますが、新五年計画といつたらいい
のですか、基幹整備工力十千圓です。三十五年

にお始めになつたと記憶いたしますが、そのときにはたしか二千五百億くらいで、それで八割はできるのだ、ということでお始められたわけですね。ところが、三年足らずの間にどうもこれはうまくないということで直しが始まつて、それで今回新五ヵ年計画ということなんですね。その間に中期経済計画等の成長率、これは平均になりましようが、七%などといふものに合わせるということです。七千二百億が出てきてみたり、港湾の機能といふ面についての千二百億が出てきてみたり、いろいろしましたが、結果的に今日まとまつたのは、五千五百億プラス一千億ですか、合計六千五百億、こういうことになると思うのです。これが先行きの見通しとして、昭和五十五年まで、さらに六十六年まで、こういうことで、しかもその先行きの見通しについて言つておられるのは、今回の五ヵ年計画なるものは具体的にきめたものなんだけれども、先行きの二兆六千二百億かかるとか、あるいは六十六年目標ならば三兆二千億かかる、一つ間違えばこれは五兆八千二百億くらいかかる、これは何だという話になつたら、これは将来的構想です、皆さんのおっしゃつておられるのは、そことなるのだと思うのです。そうなると、今日の

よくなつまり中央と地方の起債そのもの、その他のものを含めた財源の比率、これからいきますと、地方自治体というのは港湾問題でつぶれてしまう結果になりかねない。そうなつてまいりますと、いま言われる起債のつまり年限の延長であるとか、あるいは起債の種類についての検討だとか、いろいろいま口にされましたたが、この辺について、地方自治体の負担をいまの比率のまま規模を増大していくたのでは、たいへんなことになつてしまふということだけはおわかりだと思うのです。だからこそ、この六十六年なんといふのは、それは具体的な実施計画ではなくて、構想なんですと答弁されているはずなんです。将来に向かっていまのような比率で自治体負担を考え、この六十六年を考えたのではないのかあるのか、そこのところをもう一べんはつきり念を押しておきたいのです。

○佐藤(寧)政府委員 六十五年度でござりますか、これは構想ということことで、鉱工業生産指数とともに港湾の施設投資が伸びなければならぬ実情からいえば、将来それくらいになるであろうといふ見通しでありまして、現在の五千五百億円というものを対象にして地方財政をどうしたらいいかということが、現在管理部会にお願いしておる仕事になつておるわけであります。

○大出委員 そこで、こまかく五、六点聞きたいのであります。が、六大港——七大港でもいいのですが、六大港、このいまお話しの使用料は、大体似たような額になつておるのかどうか、どういうふうにお考えになつておりますか。

○佐藤(寧)政府委員 六大港が六大港協議会のようなものを持っておりまして、値上げをするときにも協議してやつておるわけでございます。大体同じようになつておると思います。

○大出委員 そうしますと、赤字が出るほど安い使用料、これは繰り返すようで冗談ですが、先ほどあいう答弁をされたので、私は失礼だから深く突っ込まなかつたけれども、局長の答弁からいきますと、このところはどうもこだわるので

よくなつたり中央と地方の起債そのもの、その他ものを含めた財源の比率、これからいきますと、地方自治体というのは港湾問題でつぶれてしまう結果になりかねない。そうなつてまいりますと、いま言われる起債のつまり年限の延長であるとか、あるいは起債の種類についての検討だとか、いろいろいま口にされましたたが、この辺について、地方自治体の負担をいまの比率のまま規模を増大していくのでは、たいへんなことになつてしまふということだけはおわかりだと思うのです。だからこそ、この六十六年なんというものは、それは具体的な実施計画ではなくて、構想なんですよと答弁されているはずなんです。将来に向かっていまのような比率で自治体負担を考え、この六十六年を考えたのではないのかあるのか、そこのところをもう一べんはつきり念を押しておきたいのです。

○佐藤(肇)政府委員 六十五年度でございますか、これは構想ということで、鉱工業生産指數とともに港湾の施設投資が伸びなければならぬ実情からいえば、将来それくらいになるであろうといふ見通しでありまして、現在の五千五百億円というものを対象にして地方財政をどうしたらいいかということが、現在管理部会にお願いしておる仕事になつておるわけであります。

○大出委員 そこで、こまかく五、六点聞きたいのであります。が、六大港——七大港でもいいのです、が、六大港、このいまお話しの使用料は、大体似たような額になつておるのかどうか、どういう

計方式をとつておるからというのじやないのです。赤字が出来るほどまでに安い使用料でやつていくとくということは、管理者の自覚が足りない、こう言つておるでしょう。つまり官府システム的な会計方式をとつておるからといふのじやないのです。赤字が出来るまでに安い使用料でやつしていくとくということは、やはり管理者の自覚が足りない、こういうふうにお話しになつておるのだから、そうすると、いまのお話のように、横浜なら横浜、神戸なら神戸がかつてに上げられない。そうでしょう。かつてに上げられない。上げるとすれば、これはかつこうとしては条例改正か何かでしょ。そのところは、国が認めないのでかつてに改正したらどうなりますか。そのところはできないのじゃないかと私は思う。そうすると、これは自治体に責任を課すのではなくて、私はやはり国の責任ということになりますはせぬかと思うのです。ここにのところはどうですか。

○佐藤(審)政府委員 値上げにつきまして、私どもの認可が要るということはないわけでございまます。ただ、話し合いによつてやつてあるし、われわれも相談を受ければ、それによつて値上げ幅が最小であるほうが望ましいわけでござりますから、そういう相談を受けておるということであつて、私のほうがこれを認可するとかなんとかいうことではないわけでござります。

○大出委員 ただ問題は、世の中の裏側をながめでみますと、港湾使用料が上がつたらどういうことになりますか。これは船主の皆さんにしても、荷主の皆さんにしても、間違いくなく高くつきますね。それから赤字を全くカバーするところまで上げられるかどうかということはあるけれどもなどということを言つておられますけれども、今日の赤字はわかっているのですから、もしそこまで上げると、いま言われるように、自治体が上げましょとと言つたって、実際問題としてそう簡単にはかない今日の政治機構になつておるんじやないです。そうすると、やはり国が何がしかの音

くということは、管理者の自覚が足りない、こう言つておるでしょう。つまり官庁システム的な会計方式をとつておるからというのじゃないので、赤字が出るほどまでに安い使用料でやつしていくと、赤字が出るまでに安い使用料でやつしていくと、いうことは、やはり管理者の自覚が足りない、こういうふうにお話しになつておるのだから、そうすると、いまのお話のように、横浜なら横浜、神戸なら神戸がかつてに上げられない。そうでしょ。かつてに上げられない。上げるとすれば、これはかつこうとしては条例改正か何かでしよう。そのところは、国が認めないでかつてに改正したらどうなりますか。そのところはできないのじゃないかと私は思う。そうすると、これは自治体に責任を課すのではなくて、私はやはり国の責任ということになりますがせぬかと思うのです。このところはどうですか。

○佐藤(憲)政府委員 値上げにつきまして、私どもの認可が要るということはないわけでございます。ただ、話し合いによつてやつているし、われわれも相談を受ければ、それによつて値上げ幅が最小であるほうが望ましいわけでございますから、そういう相談を受けておるということであつて、私のほうがこれを認可するとかなんとかいうことではないわけでございます。

○大出委員 ただ問題は、世の中の裏側をながめでみますと、港湾使用料が上がつたらどういうことになりますか。これは船主の皆さんにしても、荷主の皆さんにしても、間違いくなく高くつきます

頭を行政的にお取りにならなければ、めったに上げることにはならぬ。へたに上げれば、お前のところは上げたんだから、さあこっちのほうは切りますと言われたんでは、自治体はたまつたものではない。そうなりますと、やはり形式的なことでなくして、将来の港湾の管理主体の管理者の財源措置を強化しようとおっしゃるならば、その辺のところまでやはり触れてお考えをいただかぬと困るわけであります。つまり表面的、形式的に、どうも赤字が出るほどに安い料金でやつてきたのは管理者の責任だと言われたって、これは私は無理があると思う。だから、くどいようですが、私はこことのところを念を押しておるのである。

○佐藤(繩)政府委員 私の前に申しましたことが、はなはだことばが足らぬと申しますか、言ひ方が悪かったかもしれません、これは管理者自身も同じようなことを申しておるわけでございまして、ことばが足らぬところはわびますが、いずれにしても安過ぎたということは事実でございますので、それを適正に上げたい、こういう趣旨で申したわけでござります。

○大出委員 そこでもう一つ問題は、使用料を上げることによって、さて上げたんだから独立採算をとれ、公営企業的ワクをかぶせる、もしくいうことになるんだとするならば、これはいまの地方公営企業の大赤字の二の舞いを踏むような結果になることは、目に見えるようです。なぜかといえば、少なくとも公営企業的な公共埠頭なりといふ意味の性格を持つ港湾であれば、これは学問的にものをおいえば、間接的な一種の社会資本ですよ。そうでしょう。社会資本なるものの学理的な性格というのは、回転率がうんとおそいということです。つまり、その点は公共性が強いということですね。そうなると、これは当然別な方向への解決を考えなければならぬ。つまり独立採算で統って、そのためには使用料を上げましたといつてみても、赤字原因はなお続く。つまり昔さんが言われるようすに、六十六年までに何と五兆からの金が必要だとお考えになるならば、当然私はそ

いう結果になると思う。だから、そこらあたり何かお考えがないかどうかですね。単に管理部会にかけると言わても、どうもわれわれはつんばさじきで見ているわけだから心配なので、そこの考

え方をもう少し聞かせていただきたい。
○佐藤(泰)政府委員 収入を上げる使用料でござ
いますが、これはいまおっしゃられましたような
公共的投資自体を全部回収する、こういうことで
はないわけでございまして、たとえば港に入る船
の中でも、岸壁に着くものは要するに接岸した施設
の使用料というものを取られるわけでござります

が、沖がかりをすればブイの使用料を取られる。しかし、入っただけで自分でいかりで係留しておれば、使用料の対象になるものは何もないわけでござります。しかし、防波堤のおかげといふものはこうむつておるわけでござります。また上屋に入った貨物は使用料を取られるわけであります。が、上屋を通過しない貨物は、岸壁の使用料だけでただ通過する。そういうことでは、全体としていまの赤字が出ている状態ではまずいのではないか。したがつて、これはトン当たりの幾らになるか知りませんが、入港料のようなものでひとしく港湾を使用する船に賦課するということも考えられますし、また岸壁を使用するということではなくて、岸壁通過料というような形で、埠頭にかかる諸費用についてそれをカバーしてもらう適正なるものをいただきたい。こういうようなことが議論になつて、岸壁通過料といふ形で埠頭にかかるのをいただきたい。こういうようなことが議論になつて、岸壁通過料といふ形で埠頭にかかるのをいただきたい。

○大出委員 いまのお話を総合すれば、それはつまり総合チャージと言われるような形のもので、たとえば荷物を横に一メートル出せば、横持ち料金を取られるわけでしょう。それを一つ間違えば二重に取られたりするわけですね。上屋にしてから、三日なら三日置いて検査をするのが上屋の目的である。ところが、まさにやみの専有者上屋になっている。ここに税関協議会の意見書が出ておりますが、これなんかを見ても、上屋が全く特定業者の専用になってしまって、ほのかの連中が持つてきても、その荷物が出ていくまでは入れられない

い。そうなると、これは船込みの一つの原因になります。そうなつてくら
ると、いまお話しのように、一つずつチャージを取っていくわけですね。それを込みで取る。その
込みという中には——私はここで意を押しておきたいと思うのですが、道路だと海鉄道とか
いうようなものについては、これはまさかそちらのようにボックスを置いて金を取るわけにいかぬ
でしょう。そうなつてまいりますと、それは実際港湾管理者のほうからすれば、今日のよう個々に取っていく限りは、取りにくいし、取れない。ところが、総合チャージへの切りかえということを考えれば、かつまたそれを値上げの理由にすれば、込みで取るんだから、あるいはその中に取れるかもしない。込みで取つておいて、労働者のほうにはどのくらいというパーセントがきまつてくる。
こういう例も諸外国にはありますよ。そうすると、いま総合チャージというところで何とか持つていきたいという考え方があるというわけですか。これは明確にお伺いしたい。

○佐藤(兼)政府委員 これは管理者から出てまいった資料には、明らかにそういうふうな形のものを提案してきているわけでございます。

○大出委員 そこで、もう一つ私が聞いているのは、使用料の値上げを個別に取つてあるものを総合チャージに切りかえたから、それで、では財源措置は十分なのかといふと、そうではないと思うのです。これは参考までに意見を聞いておきたいのですが、「海運と港湾の新しい発展のために」というのが、学者がいろいろな論文を書いておりましたがのをまとめて発刊をされておる。これは私の友人が持つておったわけですけれども、これによりなってきたためでしょ、海運港湾新論集刊行会といふのが、学者がいろいろな論文を書いておりますが、「海運と港湾の新しい発展のために」という文章を書かれておるのです。これで見ますと、つまり港の債券、港債ですね、これが財源として発行する。地方債みたいなもの

のですが、いろいろ詳しく述べてあるのを見ますと、結果的にいま言われているチャーチなど、といった御無礼だけれども、使用料を上げます、さてその使用料は、個別チャージじゃない、総合チャージに切り替えます、その中に普通ならば取らない公共的な場所、道路あるいは臨海鉄道、そういうふうなところの使用料まである意味では含んで取るところまでいってみても、それで独立採算がとれるということにはならない、こういうふうに思うわけですよ。

もう一つ、これまた英國の例でありますけれども、これによりますと、英國の下院で、運輸大臣が港湾問題についての今日の事情の提起をされ、それに基づいて港湾機能遂行の諸機関の混亂があるということで、調査委員会ができるて調査をされております。六つ重要な調査結論が出ておるわけですが、この内容からいきますと、やはり基礎づけられておるものは、あくまでも港の財源、金をどこから持ってくるかということを確立しなければ、国営港であろうと、あるいはそういう協同組合方式の港であろうと、あるいはポートオーソリティの委員会式の港であろうと、どういう港であろうとやっていけないということを明らかにしているわけです。それがいいという結論は出でないわけです。そうなつてまいりますと、財源強化ということをたてまえとされるならば、今日の事情の中では、関税の占める部分が最大なのでありますから、だから大蔵省の権限もあるわけです。しかも本年の場合、二千二百億もあるのでしょうか。そうなつてまいりますと、どうしても関税というものに手をつけなければ、つまりロンドン港の港税に類するようなもの日本税関が関税でとっているならば、その種のものを肩がわりをするということでなければ、根本的に——さつき申し上げました議論に返りますけれども、つまり間接的な社会資本という意味における長期返済が必要なのだということになりますから、地方公営企業的な赤字の累積というものがまた重なる、そういう結果にしか終わらないと私は思うわけなんです。

だから、そういう金をどこからどういうふうに持つてくるかということが一つ。

それから地方債についての償還年限というものの、は、いま申しましたように、ロンドン港の基礎になつておるA港債、B港債は七十何年ですから、そういうなりますと、日本の場合、先般さんざん問題になりました地方公営企業制度調査会をめぐるこの委

員会での討論もそうなのですけれども、あるいはバス、あるいは電車、あるいは車庫というふうなところの起債に対する償還年限が短過ぎる、全然金がなくて始めているわけですから。だから、そういうところまでメスを加えないと、せっかく申請を求めるということで御努力をされていても、将来またこの国会で大問題として論議しなければならぬことになつてくる。急激な、かつ膨大な投資をしようというのですから、そういうふうに私は思うのですが、その償還年限の問題、財源の求め方、これについて御意見を賜わりたいのです。

もう一つは、いまの港税というのですが、おそらくハーバーデューというような名前で呼ばれているのをこう訊したのだと思われますが、これでをとつておつても、なお英國としてはほかに關稅をかけておるわけでございます。そこで、この關稅的なものから財源をとるかどうかということは、私どもも非常に興味があるわけでございますが、いまちよつと申し上げますと、この前の私のところの審議会におきまして、この問題につきまして、神戸の原口市長からいまと同じような提案があつたわけでございます。これに対しまして、東京大学の林助教授が委員で出ておりますが、この委員の意見は、關稅は港でとるけれども港のものではない、日本全体の立場で考えられるべきもの

のであるから、あなたの議論はおかしいのではないのかということを原口市長に言っておりました。私は、そなばかりも割り切れないと思います。しかし、そういうものであるわけでございまして、私どもはやはり国が補助金を出すというたてまで、そのほかに当然受益者が払うべきであるといふものをさがして、それを先ほど申しました総合

○大出委員 少し議論が突っ込んだところへきて
たいへんありがたいわけですが、私は、だから先
に答弁を終らうとしている。先ほどの問題で一貫さ
を考えるべきじゃないかと思っております。

のと申しませんが、それは、税源区分の問題だと言ふのです。欧洲の場合には、都市国家的な性格を長年持ってきた歴史があるわけです。そうなると、都市が中心になつて税金をとつて、それを国に上納するわけです。だから、ハンブルグあたりの例

からいっても、上納が三五%くらいでしよう。そ
うなると、横浜市長のところへ欧洲の人が来て、
いつも、おたくの市は上納金は幾らですかといふ
聞き方をする。五五%なんと言ふと、それじゃ苦
しいでしようと言う。つまり日本の場合には、地
方の財源といういふのは三割といわれるのですから、
そうなつてくると、税源分配の問題とからむの
ですね。関税といういふのは何も港だけのものではな
い、理論的にはそうでしよう。しかし、それなら

は、国が港湾法の四十二条に基づいて輸出等の重要港湾指定をして、その場合の外郭施設等について全額負担をしてもいいという項目まであるわけでしょう。そうなつてまいりますと、結局それは何を意味するか。その財源は一体どこから出でてくるのだ。税金には間違いない。そうでしょう。そうすると、関税というのは一体何だということになつてくる。だから、税率配分の問題だということになる。つまり今日の自治体の置かれている状態というものが、諸外国、ことに歐州と比べてみて非常に苦しい配分を受けている。ここに都市問題が山積をするというわけですね。そうなると、そういうことになれば、この管理部会は、実は管理部

云ではなくて、港湾經營改善委員会ですよ、率直のところ。いまのお話を聞いてみると、それが中

心です。そうなくてまいりますと、どうしてもこのところでお考えをいただかなければならぬのでは、配分をされていない、地方にはそういう税源しかない、国にみんな入って行ってしまうのですから。これはこの間ほかの委員会でしましたから。

時間の関係で申しませんけれども、「都市問題講座」というのが、最近有斐閣から出ておりまして、これは柴田銀次郎さんの共同編集で、いろいろな学者がこの中で非常に苦労をして、神戸、名古屋、大阪、横浜、東京、福岡、長崎、鹿児島、沖縄など、全国の都市問題を論じておられます。

それでもなく、総額が、神戸が七百二十二億、名古屋が百八十二億、横浜が七百七十二億、國の収入が神戸が二百八十七億、名古屋が三十八億、横浜が五百十三億です。管理費も神戸が七

横浜、名古屋が五億、横浜が四億、船舶関係収入が、神戸が二百三十八億、名古屋が三十六億、横浜が百十九億、船内荷役収入は神戸が四十五億、横浜が十九億、名古屋が二十億、貨物関係の収入が、神戸が百四十七億、名古屋が八十六億、横浜が百十七億、こういうわけです。これは比率を見れば一目瞭然です。そうなると、どのくらい投資をしてどのくらい入ってくるかということははっきりしている。そうなりますと、これは無理なん

のです。こちらあたりもう一ぺん御答弁をいただ
きたい。

○佐藤(政)政府委員 関税の問題は、おっしゃられるところがござります。なお柴田先生の資料もよく承知しておりますが、これだけで管理者の収入は尽きるとかなんとかということにはならぬわけでございまして、やはりそういう

資料を加味いたしまして、税の配分であると同時に受益者が適正な対価を払うことが、使用の効率を高めるということにもなり得るわけでございますから、いろいろな点をこの審議会で検討

していただきたいと思うわけであります。

ておりますのが、これはかつて河野さんが港湾公団ということを言われましたが、もうしばらくになりますが、これは三十九年の予算折衝のときにおける皆さんのほうと大蔵省のほうとの折衝過程もあります。佐藤さんの御答弁の中には、どうも建設だけを考える公団であつては困るというのが大蔵省の理由だったというのですが、ところが私の知つている限りでは、もう一つ当時は非常にこれはやりにくかった。なぜやりにくかったかというと、

臨時行政調査会がありまして、この臨調で公團が山ほどあり過ぎる。これはいまの政府関係公團を調べてみると、三十二くらいあります。あり過ぎるということから、これを整理しなければならぬという、そういう論議の最中だったことも、一つの理由になつております。ところが、これが四十年度において、建設だけ云々ではなくて、管理権というのもも含めた、ないしは運営というのもも含めた、経営というものの含めた形の公團方式ならば、それを検討すべきではなかろうかといふことになつて、皆さんのはうは検討をされるはずです。そうなつてまいりますと、さてそこで問題になるのは、民間資金の導入という問題が出てくるわけです。そうなりますと、ここで二つばかり聞

きたいのですけれども、この公団についてます二回にわたって検討をされて予算折衝をされたのだから、してみると、二回にもわたくち大蔵省とやりとりをするについて、公団の中身についての案がなくて折衝は私はできないはずだと思う。運輸省の皆さんには、おそらく中身があつて、こうこうこういうことで建設公団なんということでお大蔵省と、その公団方式なるもののもう少し中身のほうと話し合ひをしたのだろうと思う。そうなりますと、局長から御説明をいただきたい。時間がありますせんから、そう長くなくてもけつこうです。

だけの公団ではなくて、できる以上は運営、管理を含める、こういうかっこになりますね。そうすると、その管理は、埠頭である限りは港とのからみ合いが出てまいります。そうすると、港湾管理者との関係がまた出でてきます。これは二十八条ですか、さっき私が例にあげましたように、それは法律的にはちょっと疑義が出てくる。そうなりますと、港湾法というものに手をつけなければならない、こういうことになりますね。そこで、港湾協会というのを御存じですか。港湾局の外郭団体です。そこで来年までに港湾法全面改正の案をつくるということでやっておられますけれども、これはどういうわけですか。

○佐藤(泰)政府委員 港湾法を港湾協会が全面的に改正するということの案をつくっておることは、聞いておりません。ただ、港湾協会が港湾管理制度の問題の改善の意見をまとめているということは聞いておりますが、その一環ではないかと思います。

○大出委員 同じことになりますね。港湾管理のこの港湾法の主体は、このとおりなんですね。ポート・マネージメント・ボディーが中心になつてているのです。そうなりますと、いまおっしゃることに尽きるのですが、そこで私は、そうなりますと、いまの公団化というものが先行き考え方であるとするならば、当然公団法というものは、性格的にも内容的にも変わっていく、こういうふうに理解せざるを得ないとと思うのですけれども、これは論争になりますから、これ以上追及いたしません。

そこであわせて承りたいのですが、いま東京の例の築地の晴海埠頭、あれは五階建ての日通ビルが建ちましたね。あれは一階は東京都に寄付してしまいましたね。二階はバナナ小屋みたいなものが一つてきておったりして、国内貨物のターミナルというか、こうになっておりますね。これは日通さんがお使いになつてているんだろうと思うのですが、つまり専用埠頭というよりは、専有なんですね。一階だけは東京都にというですが、あ

とはこれは明らかに専有なんです。これは運
は、将来に向かってのモデルケース的にお認めにな
なってつくらせたのだと思う。おそらくどうでな
ければ、こういう形がそう簡単に出てくるはずは
ない。この辺のところについて、将来の埠頭のあ
り方として、先ほどのお話は埠頭業をお考えのよ
うですね。これは神戸にありますね。だから、つ
いでにもう二、三申し上げてしまいますけれども
も、神戸埠頭は御存じのとおりであります。ここ
でもひとつ実は私は業の関係はどうしても出てく
ると思うのですが、きょうは時間の関係であまり
深く触れられませんが、関係するのですからそこ
だけは聞いておきますが、つまり神戸埠頭株式会社
社の金の出所はどこかといいますと、市とそれか
ら乙仲業者の折半負担になつておりますね。そう
なりますと、これは私は、実は非常に大きな問題
を含むと思うのですよ。というのは、乙仲業には
実質的には二つ種類がありますけれども、しか
し、乙仲というふうなものは、法律的には、ある
いはまた現実的にも、でき得べくんば認めたくな
い。そうなると、いまの港湾運送事業法の改正な
どということが一面言われているんだけれども、
また改正されると言い切られておるんだけれど
も、そうなると、いま免許の切りかえでフーフー
言っておられるでしょう。業者のいろいろな方々
がからんで、この免許の切りかえ一つ決着をつけ
られないでいる。出ている基準の文書は政令で
しよう。そうなりますと、これも片づけられない
で、こういうかつこうで乙仲業者が太つっていくと
いわれているものを別なところで考えていくとい
う面が、地方の場合にあるわけですね。だから、
これも一つのテストケースなんだろうと私は思
う。それからもう一つテストケースを申し上げま
すと、麻耶埠頭ですね、六甲の下の灘の手前の。あ
れは高速道路のそばにある関係から、阪神高速道
なんか、みなそうですがね。そういうかつこうに
なつておって、そこで上屋とベースの関係、これ

を一緒に運営していく、というこというわけですから、料金についても上屋とベースを込みで取つていこうという、これは神戸市の言い分です。それからまたここへ入る場合の業者、これはどういう人を入れたかというと、この港湾運送事業法関係の業者の中でも資力のある方々、金のある方々を入れる、こういう特色がございます。それから格納庫的な大きな倉庫方式をとられているのです。エプロンの例の出ているところがずっと広くて、それから上屋に入れておいて入関手続が——つまりベースから上屋に上がってきて流されてきた荷物が一々チェックできるわけですからね。そうなると、入関手続も簡単にそこで済んでしまうというふうな形のものまで考えておりますから、そこでははしけの回漕が全然要らない。そういうことで幾つかモデルケースが存在しております。専有埠頭の場合だと、日通と直結で船主あるいは荷主といふことで動いてしまいますから、そこでもまた荷役が要らなくなってくる。それからいま言つた摩耶埠頭の場合も、はしけ回漕等は一切要らなくなってくる。こういうかつこうが考えられてくるわけですね。それから神戸の場合でいきますと、局長がおっしゃる埠頭株式会社といふのは、資本の入れぐあいから見てたいへんな疑義がある、こういう気がいたします。これらについて、将来の公團化と言つているのだけれども、公團化のあり方として、現につくっているこのことは、大きな意味ではその一環として考えられていく筋合ではないか。だからこそ、港湾局長は埠頭業ということを言われているのだろう、こういうふうに理解するのですが、そのところをひとつ御答弁ください。

Digitized by srujanika@gmail.com

はいまだおしあられたような運営をしておるわけですが、これから最後の摩耶埠頭でございますが、これについては、いま言われたような趣旨から船に直結する、ニューヨーク航路が一番多いわけでございまして、それをまず一番優先的に着けさせるようにする。そうすると、ほかのベースについても余裕が出てくると同時に、一番使われる外国貿易についても、いま言われたような趣旨から船に直結でき、積み込みができる、こういうことで、上屋つきベースということを貸しておる、このようになっております。私ども、これを将来どういうふうに考えるかということでおざいますが、やはり多額の金をかけてつくりました埠頭というものは、なるべくたくさん船を着ける。すなわち、船の回転率をよくすると同時に、船のほうも速発ができるといふことが、船費の低減になるわけですが、いまの神戸の摩耶埠頭方式というものがうまくいけば、逐次そういうふうにしていったらいいのが望ましいのではないかと思います。すなわち、いまの埠頭方式といふものがうまくいけば、逐次そういうふうにしていったらいいのじゃないかというふうに考えます。

○大出委員 実は逐次そくなつていきますと、そこに実ははしけ回漕などといふもので働いている方々、あるいは労の方々の問題が当然出てきますね。それから定期船ということばをお使いになるのだけれども、ライナー・ベースということばが最近はやりますけれども、そうなりますと、定期船とは一体何か。新しく埠頭ができる。その埠頭は、上屋にしろ、倉庫にしろ——業者の言つてゐることを聞いてみると、特に倉庫をよけいにつくられというのですね。そうなりますと、定期船である限りは、貨物がいつ来るかわかっているわけですから、一定の場所に置ける。そうなりますと横持ち料その他の一切要らないし、はしけ回漕で積んで歩く必要もないし、全くそういう荷役作業的ものは要らなくなつてしまふ。しかも定期航路というかつこうになつて、航路別に、あるいは埠頭別にということで、ずっときまつていきます。

ね。そうなりますと、五トンクレーン式に「石炭は石炭だ」いうので荷役機械を固定設置ができると、いうかつこうになつてくると、移動式の機械はなくて済む。そういうかつこうになるかといふと、これまで要らない労の方々がたくさん出てくる。こういうかつこうに全体が変わっていきますね。それが総合してどういかつこうになるかといふと、さきから言われている公団システムとからんでくるわけです。もう一つは、広域港湾あるいは広域行政と言つていいわけですから、局長の答弁には、自治体の管理主体とは別個に、何か別なものをつくるという考え方で答弁をされていふ。ということになると、方々にテストケースみたいなものが一ぱい出てきて、片一方に公団という話もあり、一方には管理主体のようないものを別に考えるという話がある。関東港務局をつくるのかどうか、あるいは東京港務局かどうか知らぬけれども、さらに非常に広域なつまり横浜港じゃないのですから、京浜港なんですからね、非常に長い防波堤をおつくりになろうという計画が、二つばかり新五六年計画の予算折衝についた。ところが、それはその地域における臨海工業地帯等との関係で抜いたということなんですね。そうなると、おぼろげながら全体がわかつてくるような気がするのだけれども、どうもそのところの中心点がはつきりしない。だから、これは将来各方面から論議を重ねなければならぬ問題でありますだけに、かつた港湾労働法が通り、参議院に回るわけでありますけれども、いま申し上げました例からいっても要らなくなる面というものが次々と出てくると、いうことになりますと、あの港湾労働法の中には、労働大臣が一応港湾調整審議会の意見を聞いて港別に労働者の人の頭数を策定をするということがあるが、そうなると、どうもそちの方向にどんどん急いで、頭数は減らせるものができるだけ減らしておいて、まあ業者がそう困らぬような形の中で頭数をきめられるよ。うにということが含まれているような気がする。つまり近代化プログラムではないけれども、運輸

省のお考えは、ことしは港湾管理、運営、經營の面に力を入れる。来年は業のほうについて力を入れる。そうすると、そのあとには二年間という期限が結びついでいる労働法が発効する。まことにどうも手ぎわよく進んでいきそうに思うわけです。松浦運輸大臣と右田労働大臣の間には、港湾法の取り扱いについてといふいわゆる覚え書きが交換してある。これは有馬さんにこの前出してくださるように言つたけれども、出しますということですまだいただいておりませんけれども、これはいろいろやり合った残党だと言つてしまえばそれきりなんですが、そうなると、あまりにごとにものごとが進行し過ぎるような気ががあるので、そのところは前向きで——私はさつきから申し上げておるよう、後向きでものを論じません。それから問題の提起をいましておるわけでありまして、そういう意味で、こうでなければならぬということは一言も言つていない。そこで、私の一番心配するのは労の問題なんですね。それから皆さんがいままで軍需貨物の輸送その他に一生懸命で、いかげんなと言つたらおかしいが、この港湾運送事業法なんというものは、まさにいかげんな法律ですよ。改正港湾運送事業法、これもいいかげんであります。政令なんて全く体をなさない。しかし、それが実態なんですね。やむを得ない。なぜかといふと、電話一本、机一つでも人が集まれば軍需物資を運びたかったという昭和二十五年当時の事情もある。そうでしょう。しかし、そういう形の保護をしてきた業者の方々について、いま言われた全体の構想の中ではわがみな業者——下のほうは金がないから、削られ、切られしていく。さつきの上屋にしたってそうなんです。あるいは倉庫にしとこころは私は心配がある。したがつて、先ほど来る

幾つかの試作品ができるわけですが、試作品が個々にできておる限りではこれは黒字にはならないわけですから、そうなると、その全体がつながったときにどういう姿になるのかということについての、せっかく諮問をされているいまの段階なんですかから、概括的なことでいいのですが、一言伺つておきたいと思うのですが、いかがですか。

○佐藤(篤)政府委員 ただいまおっしゃられたところでございますが、公團ができて埠頭の運営をするといいましても、決してそれは一年にできるわけでもございませんし、摩耶埠頭のようなやり方でいきまして逐次そういうものがふえていく。その中の一つとして、たとえば川崎でござりますか、東洋埠頭という埠頭会社がありますが、あの程度のものではないかと思っております。

それからもう一つ、広域港湾の問題もございまが、これは大都市で港が接続しているところは、二重投資を避けたいということが一つと、船が一つの港から他の港にくわきにまた関税の手続きをしなければならぬとか、入港の手続をしなければならぬということがなくなるという利便さもある。こういうことで、過大都市といわれるようなところでは、その都市闘の問題として出てきていいわけございまして、近畿圏整備審議会で原口市長が——これは審議会の委員であります、それがそのような阪神ポートオーリティをつくつて、ということは、非常にむずかしくなる。したがいまして、われわれはおくればせながら、埠頭にしろ、荷役にしろ、近代化をしていかなければ、今後ふえていく貨物に追いつかないという心配があるわけでございまして、埠頭が近代化していく

けれども、貨物量はいまと同じだから、近代化しただけ、労働者が余るのじゃないかということは考えておらないわけでございます。近代化をしなければ、幾ら法律をつくっていただきたいでも、もう労働者は集まらないし、またその労働者の生活といふものはよくならないだろうというように理解しておるわけでございまして、二年の間に云々、非常にうまくいくようでございますが、近代化的緒につくのが二年目といふことでございまして、緒について実を終ぶまでにはずいぶん時間がかかる、こういうよう理解して努力したいと思っておるわけでございます。

○大出委員 私は、先ほど理事相互にお打ち合わせいたいた時間がありますので、五分ほど過ぎまして恐縮ですが、最後のところ、これから先のところはあらためて次の機会に申し上げますが、個別の何点か申しますので、簡単な回答をいたきたいのです。きょうは実は二時間くらいのつもりでいたものですから、結果的にそういうことになつたわけなんですが、ごかんべんいただきます。

</

すから、そうなると、そこの日雇いの方々に網の目から漏れたのでは、やはり将来に向かってまずかろうという気がするわけです。

それから、これで終わりですが、もう二つ、先

ほど申し上げましたのは、例のはしけ、回漕など

の——はしけをつくるのに、個々ではもうこれは金を貸さないのであるから、そうなると、これは特

定公団みたいななかつこうになるわけですね。ここ

のところはどういうふうに仕上げられようとするのか。

それからもう一つは、港湾荷役機械の保有会

社、たとえば荷役振興株式会社とか、いろいろあ

ります。三井とか三菱なんかの下請をやっている会社もあります。いろいろあります。いろいろありますけれども、ど

うも自治体が半分持つて、業者の方が半分持つて、人も半々くらい出でておって、貸してもうけて

おって、その金はどこにいったのかさっぱりわかれます。三井とか三菱なんかの下請をやっている会社もあります。いろいろあります。いろいろありますけれども、ど

思いますが、こういうものにつきましては、いまの御趣旨に従つて指導いたしたいと思います。

○大出席員 最後に、一つ大臣にお願いしたい点があるのですが、船舶なんかの例によりますと、利子補給が行なわれておりますね。さらには租税特別措置法などの適用がありますね。それから固定資産税の三年の減免措置などというものがござりますね。それから今度はメーカー、大企業になれますと、輸出入銀行などの融資、さらには資金回収までの裏づけ、あるいは租税特別措置法等々の優遇措置がみごとに用なわれているわけですね。

おまけに船舶の統合等につきましても、九十五は統合されて四十五残っております。最近は輸銀、開銀の資金は貸さないとか、また再統合を強引にやつていてこうという動きが見えるわけですが、これに

もいろいろ矛盾がありますけれども、これは河本先生が委員長ですからあまり触れませんが、とにかく私どもがながめてみますと、ついぶん片手落ちではないかという気がする。明治政府以来、國鉄が国有化されて、船舶がうんと保護をされて、

その船舶のターミナルとして港ができたという、そういう歴史的事実が存在するわけですが、したがつて、今日おくれているということは、船舶がどんどん大型化しているので無理もないと思うのです。そういうことから六十六年までの構想を立てざるを得なくなつたのだろうと思ひますが、そうなると、やはり今日管理主体が自治体に移つておるという事態を考えますときに、税源分配の問題にしろ、先ほどの関税の問題にしろ、税制財源といふものについては、国は相当程度この際考えておりやうになるということではないと、結果的に自治体の金をそちらのほうに使わせることになる

といふことです。それで、船のほうは外國に輸出する分でも四分じゃないかという御指摘がありましたが、そのとおりでありまして、金利も高いし、また年賦償還の期限がロンドンの九十九年に比べまして四十年度はむしろ減らしてございましたが、私どもは、この特定船舶整備公団との共有方式で、荷役機械につきましては業者

に使いやすいようにして、業者でもつて一つの会社をつくってそこが保有する、こういうように指導しておるわけございませんが、すでにありますから、

たるもの、これはおそらく横浜の会社ではないかと

たい、こういうふうに考えるわけであります。現在の国際收支は約七十億ドルの輸出をして二十億五千万ドルの黒字になつておるというけれども、貿易外赤字、つまり船が足りないために外国

船をいろいろ使う、それが四億八千五百万ドルくらいいになると思います。それで、どうしても現在

持つておりますが、その七百四十三万トンにつきましても、経済の動きが伸びてまいりますから、やはり赤字は四億前後の赤字になるわけです。でありますから、さらにその後のことを考えれば、先ほど六十六年の話がありましたが、とにかく一応前途のこととも考えていかなければならないといふことで、トン数のこととをあまり言うと刺激しまずから言われませんが、とにかく千八百万トンに

するということは、近いうちにやらなければならぬ。現在の港では、それだけのものを呐吐する力はございません。でありますから、六千五百億

のもので、上屋及び荷役設備等は、いまお話をあわせました。それは震ヶ浦にきましたが、これは震ヶ浦にきました地元の問題について、二、三運輸大臣の所見を伺いたいと思います。

○河本委員長 高瀬傳君

まず冒頭に、いろいろ新聞で報道されておりますが、国際航空の予定地というものが震ヶ浦にきましたように報道されておりますが、一体きまつておるのかどうか、それを先に伺いたいと思います。

○高瀬委員 私は、最近非常に問題になつておるところに日本の経済のびつこの姿があらわれておりますので、これを均衡をとるべく御期待に沿うように努力を傾注していきたい、かよう

思つております。それで、時間がありませんから終わります。

○大出席員 それでは、時間がありませんから終わります。

○松浦国務大臣 この前のこの委員会であつたとき、御質問がありまして、詳細にお答えいたしましたけれども、せつかくの御質問でありますから、簡単に申し上げます。

これは震ヶ浦にきました地元の問題について、トントン数のこととをあまり言うと刺激しません。航空審議会が答申をいたしましたのは、富里

並びに霞ヶ浦であります。そのほかに東京湾内の羽田に隣接したところであるとか、木更津とか、浦安とか、いろいろなところを推進した人が多くありました。それに対しても、一々実態を調べました。そのため、東京湾にやれば、いまの港の問題とどういう関係が生ずるかというようなことを検討いたしました結果、運輸省とい

たしましては、やはり答申どおりに富里を第一候補とし、第二候補を霞ヶ浦にするという考え方でございましたが、その途中に、まだ池田内閣の最後の時分でございましたが、空港関係閣僚懇談会といふ回も審議をいたしました。それで次官会議によつてこの審議を続けましたその答申は、やはり

うものをつくりました。そしてその懇談会の座長に河野国務相がなられまして、それでいろいろ

何回も審議をいたしました。それで次官会議によつてこの審議を続けましたその答申は、やはり

霞ヶ浦と富里ということが大体答申されたのであります。ここにござりますから、ちょっとと読んで

みますと、「一、東京国際空港の設置については、ひとり日本が港ばかりではなく、陸上の設備も同じでありますが、公共投資が民間投資におくれておるところに日本の経済のびつこの姿があらわれておりますので、これを均衡をとるべく御期待に沿うように努力を傾注していきたい、かよう思つております。それで、時間がありませんから終わります。

諸般の情勢から見て、富里のはか埋め立て地の検討も必要と認められる。二、東京湾、霞ヶ浦等の候補地についても、関係次官会議において検討の上早急に調査を実施するものとする。三、東京周辺の米軍使用の飛行場の利用等について、外交ルートを通じ早急に打診を行なう。」という決議をいたしまして、現在次官会議のほうにまかしておる状態でございます。

田内閣のときにつくつたのであります。その座長が河野国務大臣。したがって、この関係閣僚懇談会が、次官会議の答申を待つて最後に決定する立場にあるわけですか。そういうふうに了解して差

○松浦國務大臣 それはいずれ皆さんに審議を
願つております公團法というものができましたな
らば、公團法の第二条を受けて、それで個所の決
定の政令を出し、その個所の決定ができましたな
らば、それを受けさせてから政令を出してしまして公團
をつくる、こういう二段が始まることになっておりま
す。でござりますから、政令を出すのには、閣僚間
の一致を見なければ政令は出せません。それでご
ざいますから、この次官会議の審議を経て、その
関係閣僚懇談会の決議というものが政令を公布す
る中心の素案になる、こういうことでござります。
○高潮委員 それではいろいろな空間のいきさ
つを抜きにいたしまして、私は、国際空港の設置
については、運輸大臣が一等責任がある重大なる
権威を持つた担当大臣であると思うのでございま
す。したがって、いま問題になつておりますとこ
ろの国際空港の建設につきまして、運輸大臣は一
体いかなる所見を持っておられるか、そのものす
ぱりひとつお聞かせ願いたいと思います。

○高瀬委員　実は、この間業心会におきまして、
おる、国会並びに國民から与えられておる運輸大臣の権限は、他に侵されることなくりっぱに行なっていきたいと思っております。

に触れて河野国務大臣の所見を伺ったわけであります。ところが、河野国務大臣の言われるのには、どうも運輸省の連中はうそつきだということを言われる。それはどういうことであるか、いろいろな事情があつて、たとえば英仏のコントロール様式の計画がもし成立したといったましても、昭和四十六年度程度にこれはどうしても日本が完成しておかなければ、日本はローカル線に落ちてしまう、だから、一刻も早くこれを建設する必要があるのだ、こういうことに私は了解しておったわけです。ところが、河野国務大臣の言ふのは、それはアメリカでも四十八年でいいのだと、わずか二年の相違なんです。これをもってどうぞつきだと言ふことは、私には了解できない。おそらく事務当局も、そんなことを言われたので、は、とても立つ瀬はないだろうと思う。たった二年ぐらいの相違というものは——この国際空港の建設が、少なくとも本年には早々着手しなければなりません。中共などでも、日本なんかができるものか。そうすれば、おれのほうは上海かどこかでつくれば、日本なんかもうローカルラインに落ちちゃう。というようなことすら放送しておるようにも聞いておるわけです。だから、たとえアメリカがどう言おうと、やはり日本としては、ある程度のアーローインスをもつて、昭和四十六年ぐらいに完成する意気込みをもつてこの国際空港の設立に着手しなければいかぬと思うのです。アメリカが何といたつて、二年ぐらいの相違をもつて、運輸省のいうことは、おれの知った範囲では、昭和四十六年がぎりぎりの線だといつても、アメリカは四十八年と言つておる。だから、うそつきだなんといふことを閣僚懇談会の責任者が言うに至つては、私はちよつとふに落ちない。それから大体面積の問題についても、私が橋内君から聞いたあれでは、少なくともニューヨークあたりでは千二百

万坪、普通の小さいところで七百五十万坪、これはおそらく国際空港のインターナショナルスタンダードだと私は思うわけです。したがって、面積が広いの狭いのというようなことを関係閣僚懇親会の座長が言うことはかつてござりますけれども、おそらく事務担当局あるいは国際航空といふ観点から、国際空港の問題あるいはスーパー・ニックルが飛ぶというようなことをもつていえば、滑走路が二千メートルあるいはその倍の四千メートル要るということは当然でございまして、将来の国際航空の見地からいって、私は、運輸省の考えていた七百五十万坪というのを、非常に合理的な線だと思うのです。河野さんはこれにも反対しております。それから非常に財政逼迫の今日、非常に金額の金を投じて何もそう急いでやる必要はないんじゃないかというようなことを言わされました。結局、河野さんの意見は、まあ四十八年までにつくればいいのだからあわることはない、それから面積についても異論がある、それから財政的見地からいっても、この際どう多額の金のかかることを急速にきめる必要はない、こういうような意見であったのです。私は、実は河野さんと議論するために聞いたのではありませんんで、責任者としていかなる考え方をもつてこれを指導しておるかを私は聞いたわけなんですが、非常に私はそれが本当に落ちないので、実は松浦運輸大臣に直接端的に伺うわけなんでございます。

の他を利用してもよろしいし、東京湾を埋め立ててもいい、あるいは霞ヶ浦を埋め立ててもいい、いろいろな考えが頭の中に錯綜しておって、これは慎重にきめるべきものだ、これは私は異論がないのです。しかし、東京湾の埋め立てなんというものは、どう考えたって、羽田空港との関係からこれは不可能であることは確かです。先ほどちよつと大臣の言われましたいわゆるアメリカの立場在するところの基地ですね。これは将来安保条約の観点からいって、あんなものはたいして価値がないんだみたいなお話をなんですが、私は全然意見が違う。したがって、それらの問題について、少なくとも航空懇談会で、一体アメリカの基地が一つでも撤廃する可能性があるかどうか、こういう点をお確かめになっておるかどうか、これをひとつ伺いたい。

○松浦国務大臣 ブルー14の西側の四つの飛行場を一つ利用さしてもらえないかということは、いま交渉中でございます。でありますから、それの一つを返えしてもらって、そこに民間飛行機を持つていくことは困難だ。それに二千回も超スピードのものが回ってるわけですから、それで現在のブルー14を越して富士山のほうにまですぐに行けば近いのですが、一万五千フィートのところを飛んでいるのを一日に一回だけ通つてもいいというのですが、そこは通れないものですから、どうしても木更津の沖を通つて、大島を通つて、富士山ろくを通つて行くのですから、三十分か二十五分ぐらいかけにかかる状況なんです。そこにいまかりに一つ利用さしてもらっても、その中に民間飛行機は入れない。しかし、軍の飛行機ならどうかなるだろうというような見通しを持っております。

それから、ついでございますから申し上げますが、橋内君はうそを言つたのでも何でもないのです。それは向こうがつくるものですから、向こうがつくるもので、一年延びるか、二年延びるか、それはわかりません。けれども、現在の羽田の状況は、捨てておけないので、いま百万坪な

イタリア及びフランス、ドイツ等の例を見まして、ヨーロッパで三百五十万人乗りおりしているのです。百万坪で三百五十万人乗りおりしているのは、大体狭くて三百五十万坪から四百万坪、広いところだと五百八十万坪ぐらい。それは羽田はもう五年も六年もほっておけないので。でございまして、どうしても早く着工しまして、羽田の副港を先につくって、それから、おくれるとするならば、そのおくれる状況に見合つて四千メートルの滑走路をつくる。とにかく羽田の二千五百メートルの副港のやつを先につくらなければいかぬ。あるいはまた考え方によつては、四千メートルのやつを先につくって、そこへ羽田の国際的な路線を持つてくる。いずれにしても、羽田の利用というものが満度にいつているのです。でございますから、これはもう一日も早く着工して、羽田を助けとともに、国際空港の完成を早からしめなければならぬ、かようと思つております。

○松浦國務大臣 答申を待つてなんといつてゐるときではない。率直に申し上げて、私は運輸大臣と前から御懇意に願つてゐる議員の一人として、きょうは歯に衣を着せずに申し上げますが、非常に重大である。政府の重大責任である。そうして、いわゆる航空審議会なるものは、河野さんの言によると、運輸省だけだからてつくつたので、われわれはあまり知らぬというようなことを言つておりますが、そですか。

○高瀬委員 法律に基づいているから、そういうおれは知らないということは言わせません。

○高瀬委員 河野さんの言では、運輸省がこそごとやつて、そうしてあんなことをきめてきたつて、おれは何も相談を受けておらぬよといふたなことを言つていますけれども、一々関係外の大 臣に相談しなければけちをつけるというような政 府では、これは信用できないと思うのです。だか ら、私に言わせれば、これからおそらく羽田は、 いま六万回ぐらゐ飛行機が発着している。この国 際空港ができれば、昭和五十年には四十五万回か ら六十万回飛行機が発着する。したがつて、オーバーラップした航空路では、東京から向こうの一 連のいわゆるアメリカの基地なんかを利用すると いうことは、これは全然不可能だと私は思いま す。これはそういうことを考へるだけでこつけい だと思う。それから、東京湾の埋め立てなんとい うこと自体も、私は非常にこつけいだと思う。だ から、源田君が言つておりますように――ここに 新聞の切り抜きを私は持つてきました。「飛行の 安全確保貫け」ここに四つばかりの条項をあげて おりますが、こんなものを読み上げてもしかたが ありません。皆さん、大臣も御存じだから読み上 げませんが、結局、源田君なんかの意見では、東 京湾から東、関東の東の中北部すなはち霞ヶ浦か富 里なんかがよからうというのだが、暗にこの源田君 の論文の骨子のように思うのです。そこで問題に なるのは、もうすでにそんなアメリカの基地を返 してもらうなんといつたって、いつ返してくれる

かわからない。交渉中といつても、たとえば一つぐらい返してもらつたって、飛行機の飛ぶ経路が同じなんですから、これは危険でだめだ。それから東京湾埋め立てはだめだ。そういうことになれば、せんじ詰めて霞ヶ浦か富里ということになるわけでございます。これは私も常識としてこの二つを考える。先ほど大臣は富里が第一順位だとうのですから、その点は私は非常に合理的な御結論だと思って、敬意を表しておりますが、とにかくこれからスパークニッケの重量ですね、これはおそらく百五十トンから二百四十トン。そうすると、それのウエートというものは、着陸の場合相当ショックがひどいと思うのです。だから、埋め立て方式がはたしてその安全性を確保するかどうかということについては、私は非常に疑問があると思うわけでございます。したがって、霞ヶ浦も、漁業の補償問題、埋め立ての問題、あるいは洪水の場合はいかないのじゃないか、かように考えておるわけでございます。したがって、霞ヶ浦も、漁業の対策の問題、いろいろございましょう。あるいは工費の問題、いろいろありますから、これは研究するにいたしましても、富里のほうにも、やはり立ちのきの問題がある。千五百戸の民家がある。しかし、その中で納屋みたいなのが七百戸ぐらいあるという話も、私は聞いておるのです。だから、立ちのきが相当問題になるにしましても、おまえたちあつちに行け、とにかくおれらは国策上やるのだから、あさつてのほうに引つ越せ、これではやはり問題は解決しないようになりますが、ほんとうにその点を政府が温情を持つて立つのきを了解を得てやれば、工費も非常に少ないくらい、それから道路建設を含めましても、膨大な埋め立てをやって危険性を包藏した飛行場をつくるよりは、私は富里がいいのじゃないかというようなしろうと考えて、橋内君の説明を私は了として

今日に至つておるわけなんです。だから、そういうような点についていろいろ考えてみますと、飛行の安全性、あるいは事故の場合、東に飛んでいくのですから、おそらく事故があつたって、海上で事故が起これば、人畜にもいたした被害はございませんが、それこそ東京湾の向こうの一連のアメリカの航空基地などであれば、これだけの大きなガソリンを積んだ飛行機が事故でもあれば、たいへんな騒ぎになると思うのです。そういう点もいろいろ考えて、問題は霞ヶ浦と富里にいたしました、政府の行政的処置、考慮、配慮というものが慎重に行なわれれば、富里がいいんじゃないか。それから霞ヶ浦のほうには百里飛行場といふ自衛隊のがあります。それとオーバーラップしておりますから、この百里飛行場が将来重要な基地になるかどうか知りませんが、とにかく自衛隊としては、東京湾のいろいろな防衛、東京の防衛その他について相当かたい決心と考慮を払っています。だから、百里飛行場の飛行を制限すればいいんじゃないか、そんなものは、どつかあっちへ、アメリカにひとつどいてもらつて移せばいいんじやないか、そんな簡単なことで問題は解決しない。ですから、いろいろな要素を考えてみますと、建設費だって安い——埋め立ては三百億以上かかるということも聞いております。しかし、富里なら、補償をまじえてもそんな金はかからないよう、私は思うのです。専用道路をつくりましても、これは埋め立て方式をとつて、あるいは百里飛行場とのトラブルを起こすよりは、おそらく政府の処置がよければ、富里がいいんじやないか、こういうふうに考えておりますので、私は、この際、運輸大臣が重い決意を持って、この事務当局の意見をちゃんと把握して、閣僚懇談会においても何においても御善処方を願いたいと思って、私はこの質問をいたしておるわけでございます。この間も河野さんにお聞きいたら、君、そんなこと言つたって、富里なんかきまるような様子はないよ、こう言いましてけれども、これはどうなんですか。非常に私は

びっくりしたんです。それでこれを聞いておる。君、そんなこと言つたって、富里なんかきまるはずはないんだ。そういうようなことすら、あの人のはばくにこっそりと言つた。だけれども、これは非常に問題だと私は思う。こういう点を明らかにして、ほんとうにはじめに考えた事務当局の意見というものを、政治的に運輸大臣が——私は指図を申し上げるんじゃない。政治的に考慮をされて御善処あらんことを熱望しておるがゆえに、これを申し上げておるわけでござります。その点いかがですか。

○松浦國務大臣 非常に御同情のある、また御鞭撻を受けまして、感謝いたします。私どもは、お説のように、第一候補は富里、富里がどうしてもいかぬ、時分には霞ヶ浦と考えておりますが、しかし、東京湾説も出てきたものですから、事務的にもう少し検討してみたまうがいいんじゃないかなというのですが、お説のように非常に急ぐものですから、私どもはこの国会を通つたら、なるだけすぐ個所決定をしなくちゃいけないんじゃないかなとうふうに考えております。それで、結局個所をきめれば、すぐ土地の買収にからなければいけない。土地買収の場合においては、御説のように、次に転職するなりあるいは次の農地を求めるなりすることのできるだけの相当な補償はやはりしなければならぬ、かようと考えております。

○高瀬委員 全く大臣のおっしゃるとおりでございまして、われわれも多少運輸交通に関係している一人として、人ごとではない、こう考えております。特に私が重大に思いますのは、この段階で、運輸審議会の答申を早くやれやれといつてやらしで、そして閣僚懇談会の一番トップレベルの河野さんが、あんなものは四十八年にできるのだから急ぐ必要はないという。それはおそらく道路だってそうだと思うのですよ。たとえば河野さんがよく行って道路を視察する。たとえばこの四月の末にできるというものを、一週間くらい早くやれといえればできるでしよう、技術者というのは、それだけのアローランスを持ってすべての計画をやつ

ておるわけですから。昭和四八年だから急ぐ必要はないなんて言つたら、それこそ四十六年にして、スーザンニックの国際航空が始まったとすれば、日本はお手上げですね。だから、そういう点を指導者たる者はよく考えてやつていただき迷惑するのは国民だけだと思う。だから、この航空審議会の答申を早くやれやれといつて、わずか四ヶ月で答申させて、おれはそんなものは知らないなんて言つておったのでは、迷惑するのはまじめにものを考え、はじめて国際航空の発展を考えている事務当局ではないかと思う。これは運輸大臣、運輸省を預かる担当大臣として、ぜひ慎重に考えて御善処あらんことを希望するわけであります。率直な意見ではなはだ恐縮でございますが、これの決定というものは、私は非常に重大な関心を持って見守つておるわけでござりますから、ひとつここに松浦運輸大臣ありといふことを、この際国際空港の候補地の決定について——ぼくは河野さんが何と言おうと、あの人は單なる無任所大臣なんだ。池田内閣以来の引き継ぎでこの問題にタッチしておるだけで、自分の思うようにいかねからこんなものぶつこわしてしまえというのでは、これでは日本の政治なんていふものは、自由民主党なんていふものは、国民の信頼をつなぐに足りぬと思うのです。私は、そういう政治的観点も含めて、この問題について松浦運輸大臣の深甚なる考慮と配慮の上に御決定あらんことを希望するがゆえに、この質問を申し上げた次第でござります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松浦國務大臣 非常に友情のある御忠告を受けまして、感謝にたえないのです。自分の力の及ぶ範囲で国民の信頼にこたえたい、かように考えております。

○河本委員長 次公は、明八日、木曜日、午前十時より理事公、理事会散公後委員会を開公するごととし、木日はこれにて散公いたします。

昭和四十年四月十二日印刷

昭和四十年四月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局